

日加経済枠組み共同研究

報告書

(仮訳)

平成 19 年 10 月

目次

第1章 序章：二国間関係の分析	
1.1 共同研究の背景.....	3
1.2 日加経済関係.....	5
第2章 二国間、地域的及び多国間の関係における日加経済関係の検討	
2.1 はじめに.....	8
2.2 多国間主義への共通の責任.....	8
2.3 その他の対話の場における緊密な協力.....	9
2.4 地域経済統合.....	12
2.5 二国間の貿易及び投資政策の取組.....	17
第3章 二国間経済関係における過去及び現在の傾向	
3.1 日加経済概観.....	20
3.2 二国間の貿易傾向.....	21
3.3 投資の傾向.....	25
第4章 現行の二国間経済協力分野の要約	
4.1 はじめに.....	30
4.2 日加経済枠組みにおける初期の成果.....	30
4.3 現行の協力の概観.....	32
4.4 分野別取組.....	36
4.5 民間部門及び他の主要な利害関係者の役割.....	41
4.6 まとめ.....	43
第5章 貿易及び投資の潜在力が最大限まで引き出されることを制限する現行の措置の検討	
5.1 はじめに.....	45
5.2 東京での共同研究作業部会第二回会合における意見聴取.....	45
5.3 カナダでの意見聴取.....	52
第6章 二国間の貿易及び投資の更なる促進及び自由化が及ぼす影響についての分析	
6.1 概観.....	60
6.2 日加間の貿易自由化の経済分析.....	60
6.3 政策手段.....	67
6.4 個別のアプローチ：協力事項.....	71
第7章 要約	76

第1章 序章：二国間経済関係の分析

1. 1 共同研究の概要

共同研究の背景及び目的

2005年1月19日に行われた日加首脳会談において、日加首脳は共同声明を発出し「創造的な日加経済枠組みの開始」のイニシアティブを発表した。統合的、かつ、一貫した方法で実際の日加経済関係を促進し、活性化する実用的な手段として、同年11月、韓国の釜山で開催されたアジア太平洋経済協力（APEC）会合時に行われた日加首脳会談において、日加首脳は行動志向、かつ、柔軟な「日加経済枠組み」（経済枠組み）¹文書に署名した。経済枠組みは、現行の二国間の経済関係の強化及び新しい発生しつつある通商の課題並びに機会への対処を目的とし、現行の政府間対話を再活性化し、優先分野における将来的な協力の基礎を築き、将来のイニシアティブを導く上での民間部門の役割を強調するものである。経済枠組みは、15の協力の優先分野一覧及びこの共同研究の付託事項を含んでいる。

経済枠組みの重要な目的の一つは、両国政府高官との間の定期的な高級レベルによる対話のための中心的な会合の場として、合同経済委員会（JEC）を強化することであった。JECは当初1976年の枠組みの下で設置されたが、日加両国は2005年に、経済関係を監視し、貿易及び投資を拡大する機会を特定し、二国間の貿易及び投資の成長を制限する残された課題に対処することを託されたJECの戦略的な総覧機能を更に明確にした。次官級より成るJECの共同議長は、貿易や投資等の従来からの問題、商業関係を促進する新たな方策及び二国間関係の戦略的な方向性の確立のため、議論を交わすため定期的に会合する。

未来志向の戦略的な優先事項に焦点を当てるため、経済枠組みは、政策対話、貿易及び投資の円滑化及び促進及び幅広い分野にわたる協力の推進を含む「協力の優先分野」を特定する。経済枠組みの署名時において最初の15分野に特定されたのは、社会保障、反競争的行為、食品安全、税関、貿易円滑化、運輸、投資、科学技術、情報通信技術、電子商取引、電子政府、エネルギー及び天然資源、気候変動、租税条約、観光促進である。また、両国政府はこれらの15分野が日加のビジネスにとって引き続き、最新、有効、かつ、関連することを確保する重要性を認識する。この目的のため、経済枠組みは協力作業部会を設置し、優先分野の進捗を総覧し、また、相互に関心ある新たな分野を取り上げる際には優先分野を改定するため、強化されたJECに報告する。

¹ カナダ側報告書では、「加日」として用いられる。

さらに、この共同研究は、経済枠組みの密接不可分の要素である。共同研究作業部会は、共同研究を実施し、12箇月の時間的枠内に完成した際に、その結果を両国首脳に報告するために設置された。貿易及び投資の更なる促進をもたらす便益及び費用を検討することに加えて、共同研究は二国間の貿易及び投資の更なる自由化が及ぼす影響の評価も含む。二国間の商業的機会が活用されていないとの認識の下で、共同研究は、両国政府が日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための計画を立案する上で非常に重要なものとなる。

共同研究の目的は次のとおりであり、日加経済枠組みの添付二に定められている。

- (a) 両国間の貿易、投資及びその他協力案件の更なる促進をもたらす便益と費用について検討すること、
- (b) 更なる発展が求められる分野の特定を含め、二国間経済関係の現在の状況を特定し記述すること、
- (c) 日加経済関係を再活性化するために二国間の貿易及び経済に係る各種協力的取組の追求について検討すること、及び
- (d) 民間部門の利害に適切な考慮を払うこと。

構成

各章の内容は、次のとおり。

第1章は、序章である。

第2章では、多国間、地域的及び第三国との関係について記述し、その関連において、この共同研究の中で日加間経済関係を評価するとともに、日加両国のそれぞれのアプローチが収斂し、相互補完する重要な分野を特定する。日加両国が関心を有する貿易及び投資分野での二国間の更なる取組のための機会を検討する際、まず現行の国際的な場でのより密接な協力を、両国が共有する目標の達成に役立てる方法を検討する必要がある。地球規模的な価値の連鎖の増加、エネルギー及びエネルギー安全保障問題並びに第三国との間で進行中の二国間の貿易及び投資交渉を含む日加両国に影響を与える主要な経済発展のインパクトの分析は、将来における日加間の緊密な協力の価値に焦点をあてるだろう。

第3章では、日加両国における経済の現状について概観する。この章では、二国間経済関係の過去及び現在の状況を記述するとともに、貿易及び投資の傾向に焦点を当てる。

第4章では、日加両国にとって関心のある主要な現行の取組及び優先分野についての記述を含む、日加経済関係の定性的な検討を記述する。二国間の経済関係を強化する方策を検討するため、二国間協力の現行のメカニズムの評価及び民間部門の意見は、将来協力に向けて政府がどの分野に注意を集中させるべきかを決定する一助となる。投資、科学技術等の両国にとって重要な幅広い分野における第4章の分析は、特定の商業分野の発展及び経済枠組みの下での最新の進展を更に検討することにより補足される。これら分野の多くは、活発な協力を引き続き堅持し、相互関心を促進する上での日加協力の価値を強調する。

第5章では、貿易及び投資の潜在力が最大限まで引き出されることを制限する現行の措置について検討する。貿易及び投資を促進する課題を特定するにあたり、民間部門が大きな役割を果たすことにかんがみ、この章では、利害関係者との協議において得た意見を主に反映する。

第6章では、貿易及び投資の更なる自由化並びに関連政策上の手段が及ぼす影響についての評価を含め、二国間の貿易、投資及びその他協力案件の更なる促進がもたらす便益と費用について検討する。

第7章では、共同研究結果を要約する。

2005年12月から2006年9月まで、日本及びカナダにおいて、三回の共同研究作業部会の会合が開催された（会合の日付及び参加者については添付を参照）。これら三回の会合を通じて、共同研究作業部会は、現在の日加経済関係についての認識及び理解を深め、現行の協力分野における協力関係を再確認し、経済関係を更に強化するための方策について検討した。

1. 2 日加経済関係

日加経済関係の歩み

2005年の経済枠組みの署名は日加経済関係の重要な発展を示す一方、過去の取組が二国間経済関係の成長及び強化に貢献してきたということも想起に値する。

1. 2004年に日加両国は、外交関係樹立75周年及び公式な商業関係100周年を迎えた。戦後の両国の商業関係は、1954年の通商協定の締結によって樹立された。この二国間の通商協定は、伝統的な絆及び友情を強化し、現行の商業関係を更に発展させることを目的とし、戦後の日本経済の復興及び当時の日加貿易関係の再活性化に貢献した。

2. 1976年に、日加経済協力大綱が当時のピエール・トルード・カナダ首相訪日の際に設置された。この大綱は日加両国の経済関係の更なる強化という政治的意思を表明したものであった。この大綱には、二国間関係の更なる発展のための規定が含まれ、その中には日加経済関係のレビュー及び促進のために年一回開催される合同経済委員会（JEC）の設立が含まれる。以来、JECの会合は両国において開催され、2006年は、第20回を迎えた。
3. 1999年、当時カナダの首相であったジャン・クレティエンは「チーム・カナダ」とともに訪日し、その際「日加間の21世紀へのグローバル・パートナーシップ」が立ち上げられた。グローバル・パートナーシップは、新世紀における地球規模の課題に対処するため、日加間の協力を拡大する必要性を強調し、規制協力、宇宙開発、政府開発援助及び平和と安全保障を重点項目として含むものであった。
4. これらの合同の取組に加え、1955年の日加航空協定、1976年の日加文化協定、1978年の日加漁業協定、1959年の日加原子力協定、1964/1986年の日加租税条約及び1986年の日加科学技術協力協定などを含む多くの枠組みが二国間において存続している。
5. さらに、情報通信政策協議、財務金融協議、菜種協議及び観光協議の政府レベルでの現行の対話は長期間にわたり継続されてきた。民間部門においても重要な関係が進展してきた。例えば、日本経済団体連合会（日本経団連）のカナダ委員会及びカナダ経営者協議会（CCCE）は、2004年及び2005年に協議を行った。その上、民間の有識者グループである日加フォーラムは、1992年から2006年までの間に4回の報告書の提出を通じ、経済その他の事項について重要な貢献をしてきた。

(添付)

共同研究作業部会

1. 第1回共同研究作業部会会合

日程：2005年12月13日から14日

場所：オタワ（カナダ）

参加省庁：

日本側：外務省、農林水産省、経済産業省、在カナダ日本大使館

カナダ側：外務貿易省、在京カナダ大使館、農業・農産食料省、産業省、天然資源省

2. 第2回共同研究作業部会会合

日程：2006年4月5日から7日

場所：東京（日本）

参加省庁等：

日本側： 外務省、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、在カナダ日本大使館

カナダ側：外務貿易省、農業・農産食料省、産業省、在京カナダ大使館

日本及びカナダの民間部門

3. 第3回共同研究作業部会会合

日程：2006年6月5日から8日

場所：オタワ及びトロント（カナダ）

参加省庁等：

日本側： 外務省、内閣府、農林水産省、経済産業省、在カナダ日本大使館

カナダ側：外務貿易省、農業・農産食料省、産業省、在京カナダ大使館

カナダ及び日本の民間部門

第2章

二国間、地域的及び多国間の関係における日加経済関係の検討

2.1 はじめに

今日、地域的な経済統合及び更なる多国間貿易の自由化に向けた進行中の取組は、世界の主要貿易国、特に東アジア及び北米の諸国の優先事項及び戦略に影響を及ぼす重要な勢力となっている。これらの地域における積極的な参加者として、日加両国は、ますます高まる地域経済統合により直接影響を受けるとともに、世界貿易機関（WTO）、アジア太平洋経済協力（APEC）、主要八箇国（G8）及び経済協力開発機構（OECD）を含む幅広い国際的な場において引き続き協力することについての強い関心を共有している。両国は、開かれた、かつ、安全な貿易を促進する多国間及び地域的な取組に確実に参加する一方で、自由貿易の原則の推進並びに多国間及び複数国間の場でのより密接な協力の促進にあたって、二国間関係が果たす重要な役割について認識している。

2.2 多国間主義への共通の責任

日加両国は、WTOに具現化されたルールに基づいた多角的貿易体制への確固たる責任を共有する。自国の厚生が国際市場への確実なアクセスに依存している貿易国として、両国は、より開放的、かつ、公正な世界貿易体制を構築するための最善の場がWTOであると考える。WTOはまた、世界中の確立された貿易相手及び潜在的な貿易相手との商業関係を発展させるための最善の多国間の議論の場を提供する。

日加両国は、WTO及び野心的でバランスの取れた包括的なドーハ開発アジェンダの合意の達成に引き続き取り組んでいく。この数年間、両国は、より大きな野心を求めて、数々の交渉分野において積極的に協力してきた。例えば、非農産品市場アクセス交渉において両国は野心的な成果を目指している。両国は、効果的な貿易円滑化協定の促進、アンチ・ダンピング、補助金、地域貿易協定が含まれるWTOルール of 明確化及び改善について関心を共有するとともに、農業交渉における相互に関心のある分野において協力している。サービス分野では、両国は「四極」及び少数国非公式協議（サービス・フレンズ）や分野別の多くのグループの中で、サービス貿易の更なる自由化を促進するため協力している。

ドーハ開発アジェンダにおける重要な参加者として日加の代表より提示された考え及び提案は、交渉グループの間におけるコンセンサスの構築を後押しする上で重要であった。日加両国は、野心的で、バランスの取れた、包括的な成果を確保するため、引き続き協力していく。

2. 3 その他の対話の場における緊密な協力

日加両国はまた、その他の各種の対話の場を通して強い関係を築いてきた。その他の国際機関及び機構での対話は、WTOにおける作業を支え、主要な論点における意見の一致を形成するのを助け、両国が関心ある問題について建設的な議論の土台を提供する。

アジア太平洋経済協力（APEC）

太平洋地域の経済に関する議論及び協力のための主要な場として、APECはアジア太平洋地域の繁栄及び安全保障を推進するための重要な手段である。自由で開かれた貿易・投資の実現というAPECの長期目標に沿った、経済的に統合された地域の実現という共通の目標は、日加間の協力のための十分な機会を提供する。両国は、貿易円滑化、構造改革、知的財産権の保護、安全な貿易及び人間の安全保障を含む共通の関心事項に共に取り組む。

貿易円滑化は、近年のAPECにおける日加間の協力において特に重要な分野であり、APECは、経済枠組みの中で両国がWTOの貿易円滑化交渉グループにおける作業を前進させるために共に作業する場として特定されている。目標を定めた、高級レベルによる声明、キャパシティ・ビルディング並びに基準及び適合性、ビジネス流動性等の分野における個別的及び共同的な貿易円滑化の行動に関する独自の計画を通じて、APECは、アジア太平洋地域における貿易関連取引費用の具体的な削減を達成した。これらの削減は、日本、カナダ及びその他の地域の民間部門に直接的な利益をもたらす。

この他のAPECにおける日加間の協力分野は構造改革である。日本は、2004年に採択された「構造改革実施のための首脳課題」（LAISR）、そして2005年には、2010年に向けた構造改革実施のためのAPEC作業計画（LAISR2010）を起草した。他方、カナダは公共部門管理に積極的に参加し、APECの民間部門開発アジェンダを促進することにより特定の種類の構造改革の開発上の利益を強調してきた。

2001年9月11日の悲劇的な事件以来、日加両国は、特に安全保障上の脅威に重点を置き、アジア太平洋地域が直面する諸々の課題に対処するためのAPECアジェンダの拡大を支持してきた。APEC地域における安全な貿易（STAR）イニシアティブの後援の下、両国は、APECの開発途上国への広範囲なキャパシティ・ビルディングを提供してきており、今後一層の支援を計画している。両国はまた、健康及び人間の安全保障等の非伝統的な安全保障に関するAPECの作業を支持する。両国は、人間の安全保障がAPECが専念する経済的繁栄及び発展の基本的な前提条件であると認識する。

日加両国は、「APECにおけるFTA/RTAベスト・プラクティス」²を通じた質の高い自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）及び地域貿易協定（RTA）交渉におけるベスト・プラクティスについての見解を共有している。両国政府は、二国間又は地域貿易協定の成功は、合意された規定の質及び貿易投資関係の状態がどの程度協定に反映されるか次第であることを認識する一方、特定の国内センシティブ分野をも認識する。

地域的な議論の場としてのその当然の役割を超えて、APECは、2005年のAPEC首脳会議の際の経済枠組み文書の署名及びこの共同研究の立ち上げによって示されたように、個々の国々が二国間の関心を深めるすばらしい機会をも提供する。

経済協力開発機構（OECD）

日加両国は、OECDの中心的な柱である民主主義による統治及び強力な市場経済に対する深い責任を共有する。この責任の一環として、両国は、マクロ経済といった経済社会問題、貿易、投資、競争、教育、開発並びに科学及びイノベーションを含む幅広い問題を扱う各種OECDの委員会において積極的に行動している。さらに日加両国は、26の加盟国が情報を共有し、エネルギー政策を調整し、エネルギー計画を開発する、OECDの独立機関である国際エネルギー機関（IEA）を通じて、エネルギー問題についても活発に行動している。

日加両国は、ビジネス及び貿易の利益を促進するためにOECDにおいて協力してきた。両国は、OECDが世界の新興経済国に対してより一層関与するよう求めてきた。さらに日本は、貿易委員会の2007/08年の作業及び予算計画を、新たに発生している問題の検討及び多角的貿易体制の強化を目的とした、より広い焦点へと向けさせるために、カナダと協力することに特に関心を表明した。カナダは、2003年の閣僚理事会において初めに日本により立ち上げられたサービスに関する横断的プロジェクト（結果は、2005年の閣僚理事会に提出された）を大いに支持した。日本はこのプロジェクトの詳細な計画の準備にあたってカナダと協議を行い、カナダはこのプロジェクトが議論された数々の委員会において日本の取組を支持してきた。

OECDの活発な加盟国として、日加両国は、OECD対して一層の世界的な有用性を与えつつ、OECD拡大の2007年の閣僚理事会での最近の議論（5箇国との加盟協議開始）、世界的な経済国との関与強化を含む幅広い制度上の事項について概ね相互に支持している。

² 「APECにおけるFTA/RTAベスト・プラクティス」は以下のウェブサイト入手可能。
http://www.apec.org/apec/apec_groups/other_apec_groups/FTA_RT.html

両国は、OECDの強固で持続可能な財政基盤を確保するため、財政改革に関する合意に今後数年間引き続き緊密に協力する。

G 8 サミットにおける協働

日加両国は、G 8 サミットにおいて多くの共通の立場を取ってきた。最近では、2007 年のハイリゲンダム・サミットにおいて、G 8 首脳は、気候変動の課題に取り組むことで重要な意見の一致に達した。特に、2050 年までに地球規模での排出を少なくとも半減させることを含む日本、カナダ及びEUの決定は、地球規模での目標を設定する際に真剣に検討されることとなっている。両国は、これまでのG 8 サミットでのアフリカに対する約束を履行する共通の意思を表明した。G 8 首脳はまた、世界経済における成長と責任に関する声明を発出し、そこでは特に以下の重要性を強調した。

- ・ 世界成長と安定のためのG 8 アジェンダ
- ・ 金融市場のシステミックな安定性と透明性／ヘッジ・ファンド
- ・ 投資の自由、投資環境及び社会的責任
- ・ イノベーションの推進－イノベーションの保護
- ・ 気候変動とエネルギー効率及びエネルギー安全保障
- ・ 天然資源に対する責任－透明性及び持続可能な成長
- ・ 腐敗との戦い
- ・ 貿易

今次サミットの重要な成果の一つは、ブラジル、中国、インド、メキシコ及び南アフリカとともに、G 8 が、イノベーション及び知的財産権、投資及び企業の社会的責任、開発（特にアフリカ）並びにエネルギー効率及び技術協力の 4 項目に関する継続的な対話を行うハイリゲンダム・プロセスの立ち上げであった。

これまで日加両国は、海賊行為及び模倣行為と闘うとともに知的財産権の侵害と闘うための具体的な取組を策定するため、個別的・集団的な取組を強化する重要性を再確認してきた。さらに日本は、2005 年のグレンイーグルズ・サミットにおいて、海賊版・模倣品の拡散防止のためのあり得べき国際的な法的枠組みを提案した。カナダは、G 8 の知的財産権に関する専門家が、中長期的にこの国際的な法的枠組みの検討を継続するという提案を支持した。

さらにG 8 において日加両国は、持続可能な開発のための科学技術、並びに資源及び原料のより効率的な利用等において協力してきた。加えて、気候変動、エネルギー効率及びエ

エネルギー安全保障は、日加両国にとって特別な重要性を有する分野であり、2007 年における更なる作業を特定する主要な焦点となった。世界のエネルギー市場の透明性・予測可能性及び安定性の向上、環境及びエネルギー分野の投資条件の向上、エネルギー・ミックスの多様化、エネルギー効率の高い技術の開発及び促進を含む、エネルギー効率及び省エネルギーの強化は、将来の協力の主要分野となろう。

G 7 財務大臣間の協力

日加両国は、G 7 財務大臣プロセスにおいて良好な協力関係を有している。注目すべきは、1986 年の東京サミットにおいて、カナダが G 7 財務大臣グループの正式構成国となったことである。それ以来、両国は、他の G 7 諸国とともに、1997 年のアジア金融危機後の危機回避及び解決策、アフリカに対する様々な開発関連プロジェクト並びに数々の金融部門の取組を含む、多くの重要な問題について協力してきた。

最近では、日加両国は日加財務金融協議及び加盟国の投票権を決定する国際通貨基金（IMF）の出資割当額（クォータ）改革に関して協働してきた。日加財務金融協議は 18 から 24 箇月毎にオタワ又は東京で開催され、最新のマクロ経済、金融部門及び国際金融に関する事項について幅広く議論を行っている。この協議は、それぞれの国の経済の進展に精通し、金融サービス貿易摩擦を含む重要な二国間の金融部門の問題を議論する場を提供する有益な手段である。

IMF の出資割当額改革はまた、過去 20 年間の新興市場における急速な経済成長が、世界経済における新興諸国の影響力と相当に調和していないということを考慮すれば、特に重要である。日加両国は、特に、最も活発な加盟国、その多くは新興市場国であるが、それら諸国の世界経済における相対的な重み及び役割をより良く反映することを確保するため、この出資割当額改革の問題について緊密に協力している。

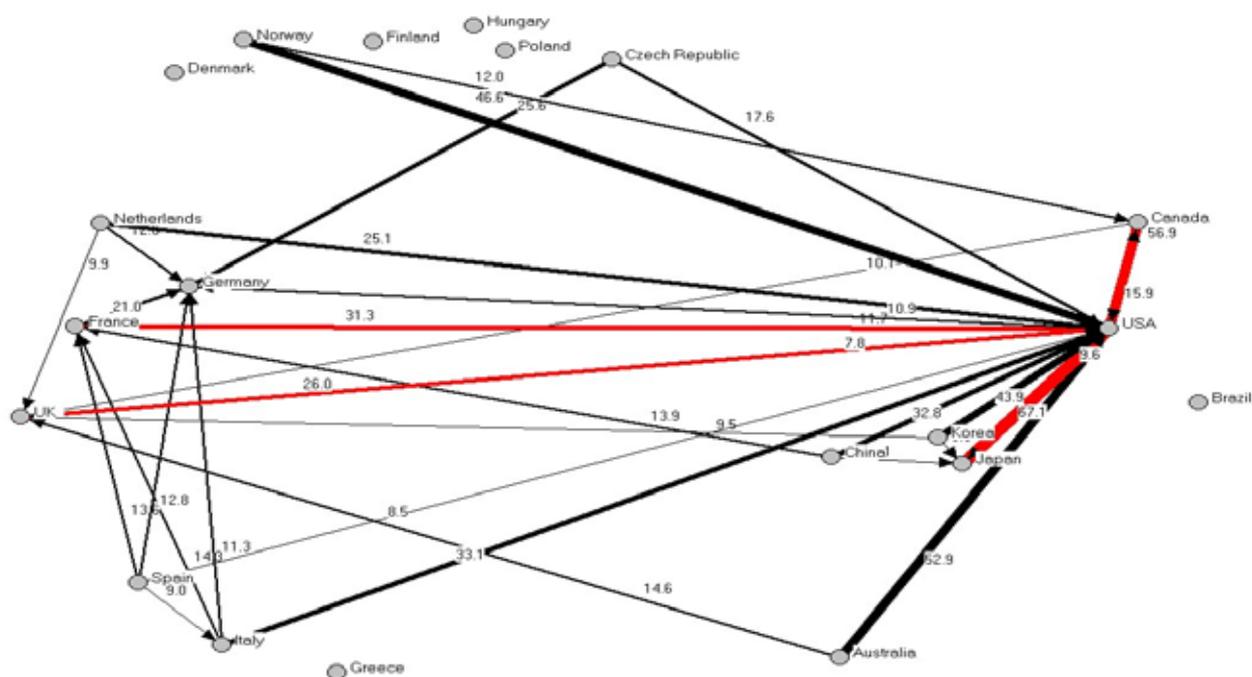
2. 4 地域経済統合

現行の国際機構及び機関における取組が示すように、日加両国は、両国市民の繁栄を増進し、世界貿易の全般的な安全を強化する手段として、地域的及び多数国間の協力を明確に関与してきた。多角的貿易制度は、依然として両国の貿易政策戦略の中心を占める一方で、地域統合は、双方向の投資の促進、貿易協定の交渉及び主要な戦略相手国との関連の取組等、両国にとって、優先順位を決定し、関心ある事項を特定する際の重要な要素となっている。

東アジア及び北米の多様な経済は国際通商を先導しており、これら地理的中心の地域の間
 の貿易及び投資は引き続き勢いを増し続ける。一層重要となっている一因は、生産連鎖の
 一般的なグローバル化である。こうした生産網への参加を通じ、貿易関係を体系付け、技
 術の流れへのアクセスを提供することにより、パートナー国は利益を得ることができる。
 世界的な生産網は、遠隔地又は企業内において世界中から調達される種々の特定の部品を
 必要とするハイテク産業においては特に複雑である。図2. 1は、この世界的な生産網の好
 例である宇宙航空産業を描いたものである。

図2. 1 単純化された航空宇宙産業の生産網（1995年）

（数値は百万米ドル）



地域的統合に加え、太平洋を跨がる関係が、宇宙航空等の特により高価格及び技術集約的な分野において一層重要になってきている。グローバル化の影響を受ける多様な活動にわたり日加間の経済的統合を容易することにより、より深い太平洋を横断する結びつきを促進することは、物品及びサービス並びに知識の生産者を含む日加企業に対して、世界的な生産網への参加を維持し、拡大する上で新たな競争上の優位性を提供する。

東アジアの統合

アジアでは、地域的な生産連鎖（又は価値連鎖）の形成は、アジア経済における生産の複雑化の広範な多様性のおかげで大いに成功している。その結果として、地域的な生産連鎖は、アジア経済の成長及び発展の主要な原動力であるとともに、北米及び欧州を含む世界中の他の地域から著しい海外直接投資を引きつけた。より多くの熟練労働者が存在し、より進歩した技術力を有しているアジア諸国は、研究開発及び先端的な精密加工業等の極めて重要な知識及び技術集約的な過程を提供するため、地域的な価値連鎖の上位に入る傾向にある。次に、このような型の価値連鎖への貢献は、開発途上国による労働集約型製品の生産によって補完される。例えば、日本はアジア地域の研究開発に多くを提供し、この地域の多くの多国籍企業の本拠地である一方、シンガポール、韓国、香港及びマレーシアを含む多くの国及び地域は、洗練された生産品を生産し、製品設計のシェアが増加している。また、インドネシア及びベトナムといった国々は、豊富な低賃金労働力及び製品の最終組立への特化を通じて、こうした価値連鎖に貢献している。

アジアの地域統合の強化が進む一方で、世界的な価値連鎖の現象は、全体としてアジアが、世界において一層の競争力を有することをも確実にしている。概して、世界の輸入に占めるアジアのシェアは、1980年の14.7%から2004年の28.8%まで増加した。日本は、アジア最大の経済国として、世界的な価値連鎖において明らかに有力な国である。アジアの近隣諸国への日本の直接投資及び日本の技術の拡散は、東アジアの生産及び流通網を支配する中心的な要素である。東アジアの日本の系列会社によって生産される物品及びサービスの大部分（2004年は約93%）は、この地域内で（50%は現地の市場、22%は日本、21%は同地域の他の国々において）取引されている。さらに、これらの同じ日本の系列会社は、物品及びサービスの約95%の原材料をこの地域から調達している³。中国もまた、アジアの価値連鎖のすべての分野において一層有力な役割を果たしてきており、現在、中国の輸入の3分の2以上が輸出品の中間材として使用されている。それら投入材料の多くは地域内の近隣諸国から中国に輸入され、その後北米及び欧州等のアジアの外の目的地へ輸出される。

³ 出典：Kimura, Fukunari and Mitsuyo Ando. "The Economic Analysis of International Production/Distribution Networks in East Asia and Latin America: The Implication of Regional Trade Arrangements." Faculty of Economics, Keio University, Tokyo, May 2004, pp. 13-14.

これらの進展にかんがみれば、アジアの価値連鎖及び日本のこの地域での役割は、カナダのビジネス及び政府の指導者にとって主要な考慮事項である。世界的な供給連鎖における支配的な影響力を有し、アジア最大の経済国であることに加え、日本は、カナダにとって主要な輸出市場であり、対加直接投資国でもある。日本企業の高度な統合及び日本の直接投資のアジア地域への集中を考慮すれば、日本はカナダの貿易及び投資にとって、東アジアへの入り口としての貴重な役割を果たす可能性がある。

北米の統合

北米は、現在、世界で最も高度に統合された地域の一つである。北米諸国は、一層統合されたエネルギー市場を共有し、同様の消費者に対して様々な金融サービスを提供し、共同で製造した産品を輸送するのに同じ道路及び鉄道を使用し、同じ統合された航空路線網を利用し、専門職業の実務慣行について同様の又は類似の基準を一層採用している。カナダ及び米国は、過去二世紀の間、類似の政治的、経済的、文化的及び地理的な伝統を共有してきており、この関係は、転住、移住により引き続き強化されている。

過去 40 年間、加米経済は一層統合されてきており、この統合された経済の構築は、世界及び国内市場並びに環境の変化についての企業の認識によって大いに推し進められてきた。マイケル・ハートが加米関係に関する論文⁴において示しているように、「経済統合は、多くの独立した、一見無関係に見える意思決定のインパクトから生まれる自然な過程である。しかしながら、政策はこの過程を円滑にすることも妨げることも可能である。」1989年に発効した加米自由貿易協定及び北米自由貿易協定（NAFTA）は、そのような統合を円滑にするための規則に基づく枠組みを確立した。

NAFTAが1994年に発効した時には、4億人を越える人口及び約8兆ドルの年間生産額を包含する世界最大の自由貿易地域を創出した。NAFTAは、カナダ、米国及びメキシコの経済的未来を、この地域におけるビジネスの実行のためのルールに基づく枠組みによって結びつけた。2006年に、カナダは、米国に対し3,610億ドルの商品を輸出し、代わりに2,570億ドルを輸入した。2006年のサービスの輸出は370億ドルに上り、輸入は470億ドルに上った。カナダからの物品及びサービスの輸出の約76%は、米国向けである。これに対し、米国の輸出の約19%はカナダ向けであり、38の州ではカナダが第一の貿易相手となっている。カナダのメキシコとの貿易も大きく増加した。NAFTA発効以来、二国間の貿易は300%以上増加し、2006年には200億ドルに達した。メキシコは、カナダにとって5

⁴ 出典：Michael Hart. "Canada, the United States and Deepening Economic Integration: Next Steps." *North American Linkages: Opportunities and Challenges for Canada*. University of Calgary Press, 2003, p. 429.

番目に重要な貿易市場であり、カナダはメキシコにとって米国に次ぐ2番目に大きな貿易市場である。

アジアと同様に市場アクセスの改善は、企業が生産を合理化し、より特化することを促した。貿易自由化によって、企業内貿易が相当増加することとなった。カナダと米国との間の二国間貿易の34%以上が企業内貿易のもので推定されている。牛肉から自動車にわたる部門において、産品は価値連鎖に沿って国境を行き来する。カナダの自動車産業は単に販売のためにのみ米国市場（生産された自動車全体の85%が米国に輸出されている。）へのアクセスに依存するのではなく、米国は販売用の最終産品である自動車及び自動車生産のための部品の主要な供給先でもある。自動車部品は、変形され、より大きな組立部品となるたびに、何度も国境を行き来し、最終的には完成車として組み立てられる。畜牛、牛肉部門では、メキシコは肥育用子牛を、カナダはと畜直行牛、肥育用子牛及び繁殖用牛を米国市場に輸出している。米国は肥育用牛、と畜直行牛及び繁殖用牛をカナダに、繁殖用牛をメキシコに輸出している。カナダ及び米国は、牛肉を相互に、また、メキシコへも出荷する。多国籍農業・食品企業の中には、カナダ及び米国の特定の工場に北半球市場の生産を集中することにより、規模の経済、生産特化及び投入資本コストの競争力で優位に立っているものもある。

いくつかの中立的な分析結果⁵によれば、国境を越えて広く統合され、貿易の流れに国境の障壁がほとんど又は全くないかのように操業しているその他のカナダの製造産業は、機械製造、コンピュータ及び電気製品製造、プラスチック及びゴム製品製造、電気設備、機器及び部品製造である。直接及び有価証券投資の動きもより大きな統合を明示している。2006年の米国の対加直接投資は2,740億ドルに増加し、一方で同年のカナダの対米直接投資はほぼ2,240億ドルまで伸びた。カナダは、メキシコにとって5番目に重要な投資国（1993年から2004年まで）であり、2006年には44億ドルを投資した。一方、メキシコの対加直接投資は2006年に2.77億ドルに達した。

世界で最も高度に統合された二つの地域における活発な貿易国として、日加両国は、それぞれの貿易及び投資相手国に対し、大きく、かつ、成長する市場へのアクセスを提供している。アジアにおける日本のように、カナダは、北米への重要なアクセス・ポイントであり、米国の最大の貿易相手であるという地位から、依然として世界最大の市場への無比の入り口であり続ける。

⁵ Dr. Tim O'Neil, Chief Economist, Bank of Montreal. "North American Economic Integration and its Applications to Canadian Banks." BMO Financial Group, Economics Department, 2002.

2. 5 二国間の貿易及び投資政策の取組

現行の多国間及び地域的な場において進行中の協力の検討を補完するものとして、日加両国は、主要な二国間の貿易及び投資に関する交渉並びに第三国との議論へのそれぞれのアプローチを更に検討する重要性を認識する。この項では、カナダの自由貿易及び投資保護協定、日本の経済連携協定及び投資協定並びに共同研究及び検討のための対話等その他の取組を含む、両国が第三国と実施してきた主な革新的な取組に焦点を当てる。両国はまた、航空協定、社会保障協定、租税条約及び投資、競争政策、科学技術、規制協力等の分野での種々の協力協定を含む、多くの二国間協定を署名又は締結しており、これらの取組についてはこの報告書の別の箇所により詳細に取り扱うこととする。

カナダの二国間及び地域的な貿易政策の取組に関する戦略

カナダは、貿易志向で世界に統合された経済として、多国間、地域的及び二国間のレベルで、開放され、透明性が高く、ルールに基づいた国際的な貿易制度の恩恵を受けている。カナダの地域的及び二国間の貿易の取組は、カナダのビジネスのための市場を確保する手段であり、企業がこれらの市場で拡大し、カナダにおいて雇用を創出することを促進している。WTOはカナダの貿易政策の最重要項目であるが、地域的及び二国間の取組もまた重要な柱である。二国間貿易協定は、国際的な貿易ルールを改善し、強化するというカナダの目的を補完する。これらの協定は、経済を刺激し、困難な貿易及び投資問題に革新的な解決を提供し、経済改革を強化する。カナダは、米国、メキシコ、イスラエル、チリ及びコスタリカとFTAを締結し、最近では、欧州自由貿易機構（EFTA）諸国（アイスランド、ノルウェー、スイス及びリヒテンシュタイン）とのFTA交渉に合意した。カナダは、最優先とする貿易投資相手国とのFTA及び他の政策手段を追求することの価値を引き続き認識する。

カナダは、韓国、シンガポール、コロンビア及びペルーのアンデス諸国、ドミニカ共和国、カリブ共同体（CARICOM）及び中米4ヶ国グループ（エルサルバドル、グアテマラ、ホンデュラス及びニカラグア）とFTA交渉を継続している。カナダはまた、ヨルダンとのFTAの可能性を検討している。これらの取組に加え、カナダは二国間の経済関係を強化するために日本との間で経済枠組みを設置し、EUとはより緊密な経済連携の費用と便益を検討するための作業を行っている。

カナダのFTAは、NAFTAの発効以降の国際通商法及び国際通商政策の進展を反映して、個々の協定によって規定が異なるが、概ねNAFTAモデルに沿っている。例えば、最近のFTA及び継続中のFTA交渉において、カナダは貿易円滑化の個別の章の追加を

求めてきた。そのような章は、透明性の向上、予測可能性、適正手続、単純化、迅速な救済、資源のより効率的な利用並びに効果的な国境管理及び執行を促進するよう努力するものであり、すべての事業者、特に中小企業にとって関心の高い問題であるビジネス費用の削減をある程度促進する。

関税削減譲許表、特定製品ごとの原産地規則、留保、背景及び分析を含むカナダの個々の F T A の全テキストは入手可能である⁶。W T O の地域貿易協定委員会によるカナダの F T A の審査に関する情報は、その統計も含めて W T O のウェブサイト⁷で閲覧可能である。

日本の二国間及び地域的な貿易政策の交渉に関する戦略

日本は、W T O が具現する多角的貿易体制の更なる強化による経済成長の達成を希求する一方、W T O の多角的貿易体制を補完する手段として、東アジア及び世界の他の地域との経済連携を進めるべく取組を行っている。世界中の貿易相手との深い相互依存により、日本の二国間及び地域的な取組は、物品又はサービスの貿易の側面に限らず、投資、自然人の移動、知的財産、競争政策及び協力を含む広範囲にわたっており、換言すれば、「W T O プラス」を対象としている。この観点から、日本の二国間及び地域協定は、自由貿易協定（F T A）ではなく、経済連携協定（E P A）と呼ばれている。

日本が 2005 年にカナダと署名した経済枠組みに加え、日本の二国間及び地域的な取組は進展し続けてきた。日本がシンガポール、メキシコ、マレーシア及びチリと締結した E P A は、それぞれ 2002 年 11 月、2005 年 4 月、2006 年 7 月及び 2007 年 9 月に発効し、2006 年 9 月にはフィリピンと、2007 年 4 月にはタイと、同年 7 月にはブルネイと、同年 8 月にはインドネシアとそれぞれ E P A に署名した。ベトナム、韓国、インド、オーストラリア及びスイスとの交渉も進行している。これらの二国間の取組と平行して、日本は 2005 年 4 月以降、A S E A N 全体との E P A 交渉を、2006 年 9 月からは湾岸協力理事会（G C C）と物品及びサービスを含む F T A 交渉を行っている。

カナダの投資協定に対するアプローチ

F T A における投資の章及び国際投資協定は、カナダの二国間関係の強化に資する一方、カナダの企業が海外で最適な水準で投資が行えるよう支援し、政治的なリスクの低減に役立ち、新興経済諸国での投資に内在する保険やその他の付随的な費用を削減するよう策定

⁶ www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/reg-en.asp を参照。

⁷ www.wto.org を参照。

されている。海外投資保護促進協定(FIPA)⁸によって一層高められた投資の安全性は、海外で貿易及び投資を行うカナダ企業の総合的な採算性に貢献している。

このようにカナダのFIPAは、海外のカナダ人投資家が同様の立場にある当該国内の投資家及びその他の海外投資家より悪い待遇を受けないこと、迅速で適当な補償なしに投資を収用されないこと、国際慣習法で確立された最低限の基準を下回る扱いを受けないことを保証することを求める。多くの場合、投資家は自由に資本を投資し、投資及び収益を回収することも自由であるべきである。さらに、カナダの政策は、公共の利益のために規制を行う政府の権利を再確認する方法で、透明性のある、規則に基づいた制度を通じて、投資を促進し、保護するものである。

カナダの新しいFIPAモデルは、カナダがNAFTAの投資の章の実施及び運用を通じて得た経験の上に確立し、2004年に作成され完成した。新しいFIPAモデルを策定する主な目的は、実質的な義務の明確性を高め、開放性及び透明性を最大化し、州権及び投資保護のバランスを取り、紛争処理手続の効率性を規定し改善することである。カナダは、18年間で25のFIPAを締結し、現在、中国、インド及びペルーと投資協定の交渉を行っている。カナダは現在、EUの新規加盟国及び加盟申請中の6箇国と既に発効済みのFIPAの改正交渉にも取り組んでいる。

日本の二国間投資協定に対するアプローチ

事業を海外に拡張することを計画し又は既に拡張してきた日本の企業にとって、拘束力のある枠組みの下で、被投資国(投資相手国)における関連法令及び規則の法的安定性及び透明性ととともに、企業及びその資産の保護を確保することが非常に重要である。このことは日本企業が外国において直面する制度上のリスクの低減又は緩和に貢献する。

この観点から、EPAの投資の章又は二国間投資協定は、日本企業及びその資産の保護に資する重要な役割を担う。そのような投資のルールは、いくつかの重要な要素を取り込んであり、既にカナダ側がその重要性を強調したが、現地企業又はその他の外国企業に不利とならない待遇、収用及び補償に関する重要な事項の明確化並びに自由な投資資本の移動又は投資の回収を含む。さらに、制限的な関連法令の透明性及び規制水準の維持は可能な限り追求される。日本は、2007年6月にカンボジアとの投資協定に署名し、サウジアラビア及びラオスとの間の二国間投資協定並びに日中韓投資協定の交渉を行っている。

⁸ 海外投資保護促進協定(FIPA)は、カナダの投資協定のモデルであり、カナダのFTAにおける投資の章の基礎となっている。

第3章 二国間経済関係における過去及び現在の傾向

日加両国は、財貨・サービスの双方向の貿易、直接投資及び有価証券投資のフロー、技術及び知識の流れ並びに人の移動において相当水準の関係を有し、長きにわたり重要な経済パートナーであり続けてきた。しかし、しばらくの間全般的な両国間の通商関係は、十分な成果を発揮することができず、他の経済パートナーとの精力的な二国間関係進展に圧倒されていた。

第一の要因は、1990年代前半のバブル経済崩壊に続く日本の長期間にわたる経済の低成長で、これは結果的に1990年代後半の景気後退、ひいてはアジア経済金融危機をもたらした。第二の要因は、北米及び東アジア両地域における地域的な原動力の強さが挙げられる。これらの地域内貿易及び投資の伸びは太平洋を越える通商関係の拡大を上回り、その結果、後者の比重が相対的に低下した。

日本経済の回復は現在堅調である。同時にカナダは、国際的な結びつきを強化することにより、繁栄を高める機会を探求している。それ故に、日加間の全般的な経済関係は、近年に増してより強く前進する状況にある。

3. 1 日加経済概観

日加両国は、世界でも最大の部類に属する成熟した工業国である。2006年には、日本の経済は、カナダの3.4倍であった。これは、主に国の人口の大きさの相違を反映したものである。現在の為替レートによる共通通貨で測るとカナダの2006年の一人あたり所得は、日本と比べて2.1%低かった。しかし、購買力平価の観点から見ると、2005年のカナダの一人あたり所得は、日本より6.7%高かった。これは、日本の物価が平均してカナダの物価より幾分高いことを反映している（表3.1参照）。

2006年の日本の国内総生産（GDP）は507兆6,930億円（約4兆9,520億加ドル）であり、米国に次いで世界第二位であった。同年のカナダのGDPは1兆4,390億加ドル（約148兆1,320億円）で、世界第8位であった。両国経済においては、サービス部門がGDPの中で最大のシェアを占め、製造業とその他の産業活動がGDPのおおよそ四分の一を占める。第一次産業（農業、林業、漁業、鉱業及びエネルギー採取）は、経済活動全般のわずかな割合を占めるのみである。第一次産業は、日本よりカナダにおいて比較的重要性が高い。

日加両国は世界経済に深く関わっている。それでも、カナダのGDPに占める財貨・サービスの輸出は2006年で36.4%であり、日本の16.1%と比較して相当高い数値である。

両国の経済は景気循環の回復期の中にある。日本の場合は、2002年以降の景気の拡大は、1990年代初めにバブル経済がはじけて以来最も力強い持続的成長を示している。カナダの場合は、2006年に15年間連続の経済成長を記録した。

表3.1 日加経済の統計概要

	カナダ	日本
国内総生産 (GDP) (2006年)		
(名目 10億米ドル 市中為替レート)	US\$ 1,269	US\$ 4,365
(名目 10億加ドル 市中為替レート)	C\$ 1,439	C\$4,952
(兆円 市中為替レート)	¥ 148.132	¥ 507.693
人口 (2006)(万人)	3,262	12,770
一人当たり国民所得 (GNI) (2006年) (名目値)		
(米ドル)	US\$38,440	US\$35,137
(加ドル)	C\$43,595	C\$39,859
(日本円)	¥4,469,907	¥4,088,000
購買力平価による一人当たり所得(2005年)	106.7	100.0
(日本を100とした場合)		
GDP成長率(2001-06年平均; 実質値)	2.5%	1.5%
部門別 GDP (カナダは2002年の名目加ドル、 日本は2005年の名目値に基づく)		
第一次産業	7.2%	1.4%
第二次産業	25.1%	26.4%
第三次産業	67.7%	72.2%
貿易性向 (2006年) (名目値)		
GDPに占める財貨・サービスの輸出の割合	36.4%	16.1%
GDPに占める財貨・サービスの輸入の割合	34.1%	14.9%

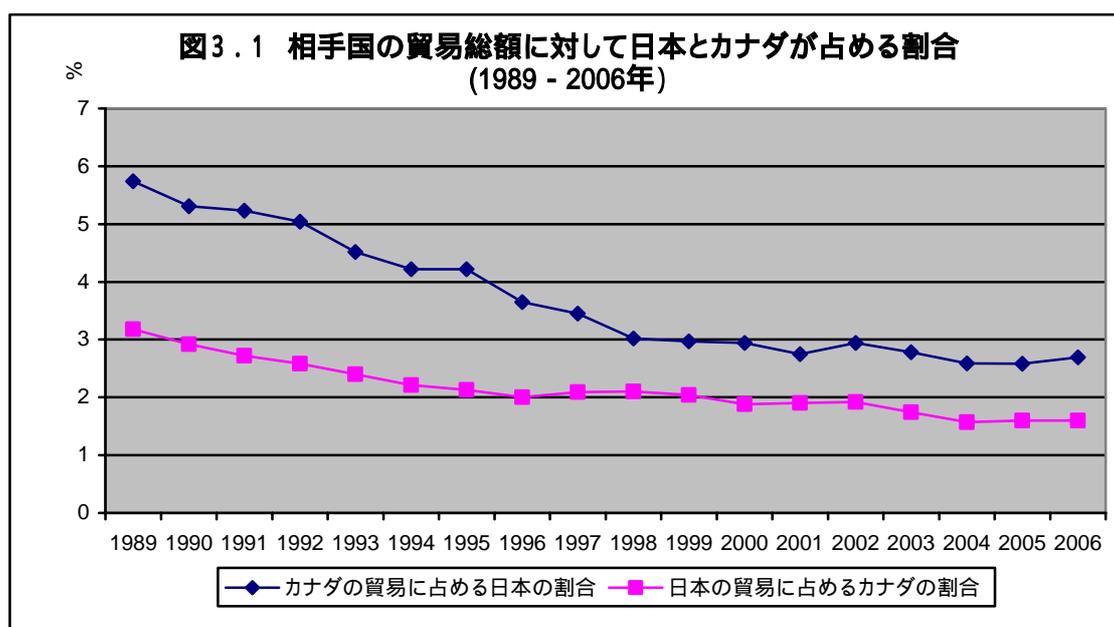
出典：GDP、GNI、人口及び円・米ドル、加ドル・米ドル為替レートは International Financial Statistics, IMFによる。購買力平価は、世界銀行の World Development Report 2006 を参照。貿易統計は、カナダ統計局による（国際収支ベース）。貿易統計において加ドルからの日本円換算レートは、カナダ銀行の年間平均為替レートを使用。部門別 GDP は、カナダの分類による（日本の第一次産業は農林水産業を含み、第二次産業は鉱業、製造業及び建設業を含む。第三次産業はそれ以外）。

3.2 二国間の貿易傾向

日加貿易関係は、相対的な重要性という観点では1989年に最盛期を迎えた。同年、日本は、カナダの財貨・サービスの双方向貿易の5.7%を占め、カナダは、日本の3.2%を占めた（図3.1参照）。

それ以降双方向貿易は伸びたものの、ペースは緩やかであった。カナダの統計では、双方向貿易は1989年の193億加ドルから2006年には270億加ドルに伸び、40.6%の増加、一年あたり2%の成長率である。日本の統計では、1989年の双方向貿易は2兆1,220億円、2006年は2兆2,277億円と横ばいであり、過去10年は2兆円を上下している。(日本及びカナダの貿易統計は、第三国を経由した輸送貨物の計算方法等、異なる基準を採用しており、それがデータの差に反映されている。)

日加二国間貿易の相対的な重要性は、1990年代には段々と低下していった。これは、一方では日本経済の減速鈍化及び景気後退の影響を、他方では米加自由貿易協定及びその後身である北米自由貿易協定（NAFTA）によって、カナダの貿易に占める米国の割合の増加を反映している。2000年以降も貿易関係の相対的な重要性は低下し続けたが、その速度はより緩やかであった。これは、この期間に日加両国の貿易において中国の重要性が増したことが主な要因である。



出典：カナダ統計局「対日国際収支」、財務省「貿易統計」

2006年には、カナダは日本にとって、財貨・サービス貿易の15番目の貿易相手国であり、日本はカナダにとって、財貨・サービス貿易の3番目の貿易相手国だった（いずれも国際収支ベース）。

3. 2. 1 商品貿易の分野別傾向

日加間の商品貿易は、互いに相手国が集中的に輸出しない産品に特化し、概ね補完的になっている（表3. 2及び3. 3参照）。

日本のカナダからの商品輸入

カナダは、第一次産品（例えば、農林水産品）及びエネルギー、金属・鉱物製品等の天然資源の世界の主要な輸出国の一つである。近年では、日本のカナダからの輸入の44.6%を農林水産品が占めている。しかし、カナダの日本との貿易は高付加価値製品へと次第に変化している。例えば、日本のカナダからの輸入製品のうち、医薬品、航空宇宙産業、機械・機器及び消費財等のハイテク製品のシェアは、1994年の4.5%から2006年の9.5%へと伸びている。日加間の貿易傾向は、将来においてもこの方向に変化し続けるであろう。

表3. 2 カナダから日本に輸入された上位10品目(2006年)

HS 番号		加ドル (百万)	日本円 (億円)	総額に占める 割合(%)
44	木材	1,594	1,634	14.6
26	鉱石、スラグ及び灰	1,434	1,470	13.1
27	鉱物性燃料及び鉱物油	1,194	1,224	11.0
12	採取用の種及び果実	974	998	8.9
02	肉及び食用のくず肉	848	870	7.8
47	木材パルプ	544	558	5.0
76	アルミニウム	475	487	4.4
03	魚並びに甲殻類	471	483	4.3
10	穀物	431	442	4.0
85	電気機器	401	411	3.7
	合計	10,907	11,184	100

出典: World Trade Atlas

カナダの日本からの商品輸入

カナダの対日輸入は、工業製品が圧倒的な比重を占める。2006年には、自動車・自動車部品、機械・機械部品、電気機器・電気機器部品がカナダの対日輸入額全体の76.6%を占めた。

表 3. 3 日本からカナダに輸入された上位 10 品目 (2006 年)

HS 番号		加ドル (百万ドル)	日本円 (億円)	総額に占める 割合(%)
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	6,681	6,851	43.5
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	3,012	3,089	19.6
85	電気機器及びその部分品	2,055	2,107	13.4
90	光学機器、医療機器、映像用機器、科学技術機器	787	807	5.1
88	航空機及び宇宙飛行体	445	456	2.9
73	鉄鋼製品	397	407	2.6
40	ゴム製品	383	393	2.5
30	医療用品	139	142	0.9
72	鉄鋼	136	139	0.9
39	プラスチック	133	136	0.9
	合計	15,346	15,735	100

出典: World Trade Atlas

3. 2. 2 サービス貿易⁹の傾向

日加間の商業サービス貿易は、二国間貿易関係において一層重要になってきている。2006 年には双方向サービス貿易は 4,900 億円 (48 億加ドル) で、二国間の商品サービス貿易総額の 17.6% を占めるに至った。これに対し、1990 年には 8.8% を占めるのみであった。

旅行サービスは、カナダの対日越境サービス輸出において重要な役割を果たし、カナダの統計によれば、2006 年には 5 億 4,300 万加ドルを占める (比較すると、輸送サービスは、5 億 1,200 万加ドル、商業サービスが 3 億 9,800 万加ドル、政府サービスが 3,400 万加ドル) (表 3. 4 参照)。

表 3. 4 二国間サービス取引 (百万加ドル)

年	日本からカナダへ				カナダから日本へ			
	旅行	輸送	商業	政府	旅行	輸送	商業	政府
1999	153	388	1,226	43	619	441	416	31
2000	189	479	1,348	51	731	568	538	32
2001	204	448	1,426	47	678	593	615	31
2002	191	453	2,300	42	714	484	548	32
2003	202	506	1,975	39	398	369	430	32
2004	245	540	1,862	38	611	546	376	32
2005	231	582	1,518	36	605	551	325	32
2006	191	578	2,484	35	543	512	398	34

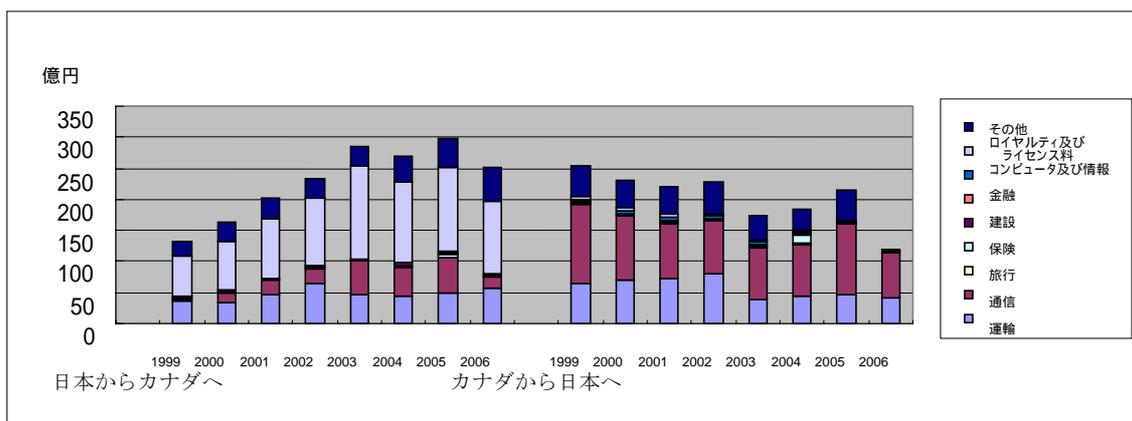
出典: カナダ統計局「対日国際収支」

⁹ サービス貿易の統計は、一般的には越境サービス貿易のみを計算するものであり、海外での消費、商業的存在及び自然人の一時的移動といったサービス供給の他の方法を考慮しないため、実際に発生しているサービス貿易の総額をしばしば下回る。幾つかの部門では、他の形態のサービス供給の方が越境サービス供給よりも、すべての貿易において、はるかに大きい量を含み得る。結果として、サービス部門における日加両国それぞれの貿易実績を正確に計算することは、特に構成要素のレベルではしばしば困難である。

商業サービスにおいては、カナダの対日越境サービスの輸出の最大の部分はロイヤルティ及びライセンス料である。しかし、コンピュータ及び情報サービス、工学や建築等の専門職のサービス、広告や関連サービス、その他のビジネス・サービスもカナダの商業サービス輸出の相当の比率を占める。金融サービスもカナダの対日サービス貿易において重要な分野である。しかし、カナダの金融サービスの輸出の大部分は越境ベースではなく、商業的プレゼンスを通じて取引されるため、越境貿易統計においては顕著な数字にならない。

商業サービスは2006年には2,510億円となり、日本の対加越境サービスの輸出において最大の金額を占める。日本の統計によれば、中でもこの分野において、ロイヤルティ及びライセンス料が極めて高い比率を占める。金融サービス、経営サービス、視聴覚サービス、その他ビジネス・サービスは、商業サービスにおける、その他の重要な分野を占める。2006年には、旅行サービスは190億円、輸送サービスが560億円、政府サービスが10億円であった（図3.2参照）。

図3.2 分野別サービス貿易



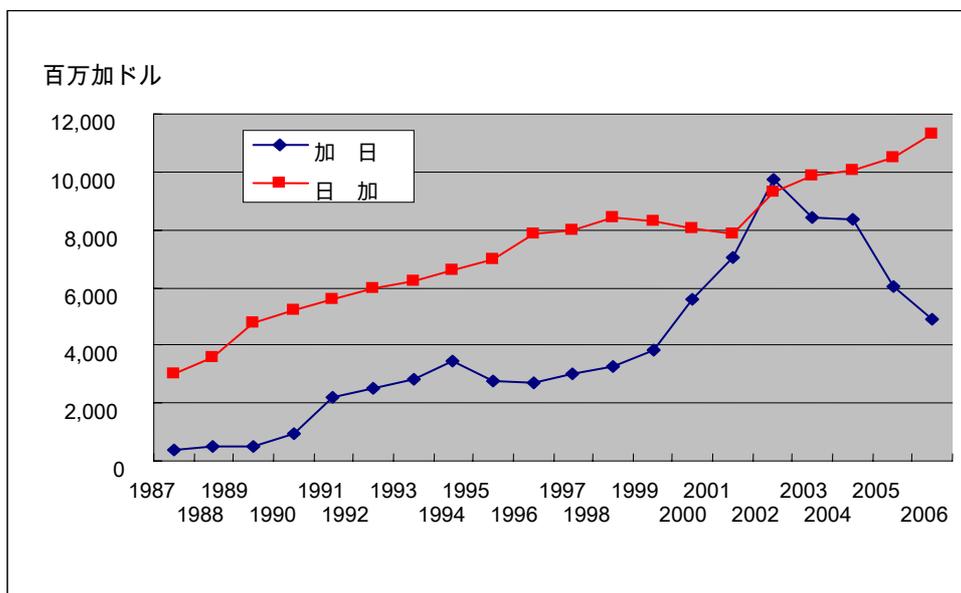
出典：日本銀行「国際収支状況」

3.3 投資の傾向

3.3.1 概観

これまでの対外直接投資額に関しては、2002年には、カナダの対日直接投資残高が日本の対加直接投資残高を上回ったが、フロー及びストックにおいて、日本からカナダへの投資がその逆の流れの投資を上回る傾向があった。最近では日本からカナダへの直接投資残高は成長傾向にある一方で、カナダから日本への直接投資残高は2002年の最高時と比べて減少している（図3.3参照）。

図 3. 3 カナダの対日直接投資残高及び日本の対加直接投資残高(カナダの統計による)



出典: カナダ統計局

1996年以降の日本から外国への直接投資残高(ストック)の年間平均成長率は、5.7%であったが、同時期の日本からカナダへ直接投資残高の年間平均成長率は6.8%であった。これに対し、同時期の外国から日本への直接投資残高の年間平均成長率は13.7%であるが、カナダから日本へ直接投資残高への年間平均成長率は15.1%である¹⁰。

2006年の日本からカナダへの直接投資残高は68.18億米ドル(日本の全対外直接投資残高の1.5%に相当)であり、カナダから日本への直接投資残高は22.84億米ドル(日本の全対内直接投資残高の2.1%に相当)である。日本から見ると、対内直接投資総額は低いものの、カナダは重要な対日投資国である(表3.5参照)。

¹⁰ 日本貿易振興機構(JETRO)のデータに基づき計算。

表 3. 5 日本の地域別国際投資額

対日直接投資残高 百万米ドル	1996年		2006年	
	額	%	額	%
全世界	29,942		107,663	
米国	15,394	51.4	41,989	39.0
EU	7,215	24.1	39,625	36.8
カナダ	562	1.9	2,284	2.1
上記以外の国の合計	6,771	22.6	23,765	22.1
対外直接投資				
全世界	258,653		449,680	
米国	94,336	36.5	156,411	34.8
EU	43,569	16.8	118,852	26.4
カナダ	3,545	1.4	6,818	1.5
上記以外の国の合計	117,203	45.3	167,599	37.3

出典: 日本貿易振興機構 (JETRO)

表 3. 6 カナダの地域別国際投資額

対加直接投資	1990年		2006年	
	額	%	額	%
全世界	130,932		448,858	
米国	84,089	64.2	273,705	61.0
EU	31,524	24.1	118,365	26.4
日本	5,222	4.0	11,309	2.5
上記以外の国の合計	10,098	7.7	45,479	10.1
対外直接投資				
すべての国	98,402		523,260	
米国	60,049	61.0	223,623	42.8
EU	20,625	21.0	144,446	27.6
日本	917	0.9	4,919	0.9
上記以外の国の合計	16,811	17.1	150,272	28.7

出典: カナダ統計局

過去 10 年間、対加直接投資の地理的分布は、米国が優位を占めつつ、比較的安定している一方で、カナダの対外直接投資の傾向には顕著な変化があった。カナダの投資家は、従来の米国市場よりも世界中の多くの国々に投資を行い、分散させた。1990 年から 2006 年までの間、カナダの対外直接投資総額に対する米国の占める割合は、61.0%から 42.8%まで減少したが、同期間の開発途上国を中心とするその他の国が占める割合は、17.1%から 28.7%までに増加した (表 3. 6 参照)。

カナダの統計によると、2006 年のカナダの対日直接投資残高は 49 億加ドルであった (カナダの対外直接投資額合計の 0.9%に相当し、1989 年の 5 億 700 万加ドル、対外投資合計の 0.6%から増加している)。2006 年には、日本はカナダの 15 番目の対外直接投資先となった。

これに対して、2006年の日本の対加直接投資残高は113億加ドル（カナダの海外からの対内直接投資合計の2.5%に相当）であり、日本は6番目の対加直接投資国となった。日本の対加投資の変化を見ると、対加投資合計における日本のシェアは4.0%から下落したが、直接投資残高は1989年以降倍増した。

日本からカナダへの直接投資は、主として製造業に向けられているが、商業、貿易、金融及び保険の各産業にも向けられている。在カナダ日本大使館及び総領事館の調査によると、2006年には600を超える日本企業の子会社及び系列会社がカナダで操業している。

3. 3. 2 二国間経済関係における投資

米国に比べて稼働コストが安い等の利点を生かしつつ、北米市場へのアクセスを得るため、多くの日本企業が投資先としてカナダに焦点を当て始めている。日本企業による企業合併及び買収の増加も、カナダへの投資に確実に影響を与えている。同様に、カナダ企業は、日本から輸出される物品及びサービスにカナダ製品を組み込むことを通じて、日本のみならずアジア市場全体へのアクセスを得るため、頻繁に日本に投資を行っている。

カナダの自動車部門は、日本企業の存在感が特に顕著な部門であり、トヨタ、ホンダ、日野、スズキ（CAMIオートモーティブ）の各社がカナダ国内で自動車を生産している。トヨタ、ホンダ及び日野はティア1取引企業¹¹とともに、カナダで増産するため、新たな革新的な投資を最近発表した。日本自動車工業会（JAMA）によると、カナダにある日本の自動車関連企業は、自動車及び自動車部品製造から本社、販売代理店にわたり、6万2千人を超える雇用を直接及び間接的にしている。

日本の投資は自動車部門にとどまらず、600を超える日本企業がカナダに存在している。最近では、日本企業によるカナダの天然資源分野、農産食品及び情報通信技術に対する関心が再興してきている。これは、伊藤忠カナダの石炭採鉱、日清製粉グループによる第二製粉工場建設、サイバード社によるモントリオールにある携帯電話コンテンツ開発のエアボーン・エンタテインメントへの投資等によって裏付けられる。

現在、100を超えるカナダ企業が業務上の拠点を日本に確立している。そのほぼ半分は、セレスティカ社のように、ティア2又はティア3の取引企業として、情報通信技術部門に従事している。カナダのサービス企業もまた、輸送及び金融サービス部門を含む、多くの部門において存在している。特に、マニユライフ生命保険会社は、金融部門において顕著な出資をしている。自動車部門では、カナダの部品取引企業のマグナ社及びABCグループ

¹¹ 一次協力企業。自動車メーカーとの直接取引企業。

が、世界中にある組立工場へ部品を供給するため、日本の自動車製造業者と密接に協力し、業務を拡大している。

これらの例は、二国間経済関係に関して投資が果たす重要な役割を示している。投資は相当数の雇用を創出するのみならず、二国間の貿易取引を拡大することを可能にする。

第4章 現行の二国間経済協力分野の要約

4.1 はじめに

多国間及び地域的な場における協力に加えて、強固な二国間通商関係を確立する重要性を認識しつつ、日加両国政府は、二国間の貿易及び投資を促進し、生産的な政府間の対話の土台を築くことを目的とした数多くの政府間の制度を活用してきた。二国間関係の深み及び広さを反映し、この活用は何年もかけて、共同のメカニズムの複合的なネットワークを築く結果となった。

同時に、これらの相互作用は、二国間関係の一貫性及び協調の水準を引き上げようとする両国政府の取組によって強調されてきた。初期の重要な取組の中には、1954年に締結された日加通商協定が含まれている。その後1976年には、日加経済協力大綱が署名され、二国間で初めてとなる主要な貿易及び投資のメカニズムである合同経済委員会（JEC）が創設された。最近では、両国の民間部門に勇気付けられ、両国は、2005年11月に新たな戦略的、かつ、未来志向の経済枠組み文書に署名した。

しかしながら、二国間投資の成長にかかわらず、双方向貿易の全体的な傾向は比較的低調のまま推移し、両国政府は、新たなエネルギーと集中をもって、二国間関係の潜在力が最大限に引き出されることを確保する必要性を特定した。この共同研究は、日加協力の再検討並びに新しい、発生しつつある課題及び機会に対処する方法を考える機会を提供する。

4.2 日加経済枠組みにおける初期の成果

現行の二国間経済関係を強化し、新しい、発生しつつある課題及び商業機会に対処するため、経済枠組みは、現行の政府間対話を再活性化させ、優先分野における将来の協力の基礎を築き、将来の取組を導く上での民間部門の役割を強調することを目的とする。経済枠組みには、次の15の協力の優先分野の一覧を含む。これらは、社会保障協定、反競争的行為に係る協力、食品安全、税関協力、貿易円滑化、運輸、投資、電子商取引、電子政府、科学技術、情報通信技術、エネルギー及び天然資源、気候変動、租税条約並びに観光促進である。

2005年1月の経済枠組みの開始以来、両国によって幾つかの協力の優先分野において重要な進展がみられた。中でも日加両国政府及び民間部門にとって重要なものは、反競争的行為に関する協力協定及び税関協力に関する取決めの締結及び日加社会保障協定及びカナダ

外務貿易省（D F A I T）と日本貿易振興機構（J E T R O）¹²との間での二国間の投資促進に関する覚書の署名であった。これらの初期の達成に加え、食品安全協力等、他の優先分野において政策対話強化のための取組にも進展が見られた。

社会保障協定

二国間の投資を増加し、促進させる潜在力を認識しつつ、日加両国は、2006年2月に社会保障協定に署名し、両締約国はこの協定を実施するために必要な手続を進めている。この協定が成功裡に署名されたことは、両国における強化された投資環境の創出を促進することへの両国政府の努力を象徴するものである。この協定は、以前は相手の国に派遣した従業員のために多額の年金保険料を支払っている、カナダで操業する日本企業及び日本で操業するカナダ企業にとって朗報である。これらの従業員は、その派遣期間が5年未満の予定である場合には、海外に赴任している間、自国の年金制度への支払いを継続することが可能となる。また、この協定は両国国民の年金の受給権を保護することにもつながる。

反競争的行為に係る協力

競争当局間の協力促進は、貿易障壁の減少により市場の国際化が加速し、国境を越えて影響を与えるような反競争的ビジネス活動のリスクが高まるにつれて一層重要になっている。日加両国は、自国の市場及び両国間の貿易が効率的に機能するためには、両国の競争法の健全で効果的な執行が不可欠であることを認識し、両国は反競争的行為に係る協力協定に署名し、この協定は2005年10月6日に発効した。これまでの両国の非公式な関係を基礎とするこの強化された協力関係は、両国の市場にマイナスの影響をもたらし得る反競争的なビジネス慣習に対処する上で不可欠である。両競争当局の長によるこの協定の下での初めての二国間公式会合は、2006年3月に開催された。この会合では、共通の関心を有する執行、政策及び国際的な事項に焦点を当てた議論が行われた。

税関協力の取決め

税関協力の重要性、特にそれが密輸との闘い並びに国際貿易の供給連鎖の安全及び促進を強化する上で有益であることを再認識し、日加両国は、2005年6月に強化された二国間税関協力取決めを締結した。この取決めの条件に従って、両国は、関税法令の適正な適用を確保することのほか、関税法令違反の防止、調査及び処置のため相互に支援する。この取決めは国際協力を増進させる両国の努力の一例であり、両国が世界税関機構への貢献を最大化するための、多くの機会を提供するものである。

¹² 日本貿易振興機構（J E T R O）は、日本と世界の他の国々との間の貿易及び投資を促進する独立行政法人である。

4. 3 現行の協力の概観

二国間関係全体の指針となり、また規律する基本的な枠組みに基づき、日加両国は、非常に重要な特定分野を扱う幅広い分野の協力の仕組みを何年にもわたって発展もさせてきた。両国は、規制協力及び科学技術協力並びに投資促進を通じて、イノベーション及び知識に基づく産業における相互の能力の強化に焦点を当ててきた。この項は二国間協力関係の重要な基盤を成す主要な分野を概観する。

規制協力

関税が削減し続けると、製品及びサービスの効率的な国境を越える流れを確保する上で、規制協力が一層重要になってくる。経済枠組みは、通商円滑化の関係で規制協力の重要性を述べ、特に 1999 年の 21 世紀へのグローバル・パートナーシップの中での規制分野における協力に関する取決めの中での決意を再確認した。経済枠組みは、日加規制当局が 1999 年の取決めの目標である規制当局間相互の信頼醸成に向けたより緊密な協力を更に促進することを奨励している。

規制改革は日加両国政府にとって重要である。日本では、総合規制改革会議の下で策定された以前の計画を引き継ぐ、規制改革・民間開放推進 3 年計画が 2004 年 3 月に閣議決定された。この会議は規制改革・民間開放推進会議（会議）として改組され、新しい部門として閣僚から成る規制改革本部が加えられた。この改組された会議は、民間部門、学界その他のメンバーで構成される。その目的は公前と協議し（国際パートナーとの協議を含む）、種々の政策手段を議論し、内閣に対して提言を行うことである。

この会議を通じて、在日カナダ大使館は、在日カナダ商工会議所（CCCJ）と緊密に協議し、通信及び金融サービス並びに建築基準等カナダにとって特に関心のある分野のみならず、日本における全般的な投資環境に関する、より分野横断的な構造問題に関しても、日本の規制改革当局に対し定期的な提言を毎年提出してきた。この会議は、2007 年 1 月に再び改組され、開かれた、活力にあふれた経済社会の構築等の事項に対処するため、総理大臣を本部長としすべての閣僚で構成される規制改革推進本部と密接に連携している。その後日本政府は、規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申（2006 年 12 月 25 日公表）及び規制改革推進のための第 1 次答申（2007 年 5 月 30 日公表）に基づき、規制改革推進のための 3 年計画を 2007 年 6 月 22 日に閣議決定した。

同様に、日本もオタワの大使館及びトロント、カルガリー、バンクーバー及びモントリオールの総領事館を通じて、これらの地域の商工会議所との緊密な協力の下、規制事項に関する要望書をカナダへ提出してきた。トロント日本商工会（トロント商工会）は、租税及び投資関連事項等の幅広い分野にわたる規制に対する規制改革の提言をカナダに提出するにあたり、日本政府と活発に作業している。

カナダも規制改革の重要性を認識しており、2002年には、カナダ政府の規制制度の改善を目的とした「スマート・レギュレーション」と称される政府全体の取組を打ち出した。これは、未来志向、かつ、国民への説明責任を明らかにする、より調和がとれ、より透明性の高い制度の実施に向けて努力するものである。この取組の主な成果は、2004年4月1日に実施された、カナダ政府の「規制合理化に関する内閣指令」である。この新しい指令は、従前の「規制政策」に取って代わり、規制に対してライフ・サイクル・アプローチをとり、規制の策定、実施、評価及び再検討について明確な要件を導入している。その他に多くの計画が、高い水準での規制の実施を行うのに必要な政策、過程及び手段を強化し、継続的な改善を促進するため開始された。

日加間の規制協力は、多種多様の二国間及び多国間の手段を通じて進展し続けている。それぞれの規制関係当局への年次提言の提出及びJ E Cにおける対話を補完するものとして、林業から金融サービスまでの幅広い特定分野において、規制環境に対するより良い相互理解を促進し、可能などころでは問題を解決することを目的とした、二国間の規制協力制度及び対話がある。第2章で概略したように、日加両国は、A P E Cの場のような多国間及び地域的な場においても協力を行っている。

科学技術

1986年の科学技術協力協定は、日加の科学技術関係の基礎を成すものである。この協定の署名以来、日加両政府間の協力は大学及び研究機関間の協力とともに増加した。これらの提携は、それぞれの国に対し、知識の創出、イノベーションの能力及び商業化の観点から、各国が単独で行う以上の成果を達成する機会を提供する。この協定に基づく第9回合同委員会は、2005年10月12日に行われ、数多くの二国間の協力がこの協定の枠組みの内外で、官民双方の参加を得て実施されていることに留意した。

科学技術における日本とカナダとの間の重要な相互補完性は、生命科学、情報通信技術、地球科学、環境、宇宙、ナノテクノロジー及び再生可能エネルギーの分野において存在する。科学技術協力に基づく日加合同委員会及び宇宙、地球科学・環境及び脳科学に関する合同パネルの作業を通じ、これらの分野の多くにおいて研究協力の促進の基礎が築かれて

きた。

工学、科学その他の学科のカナダの学部生が日本企業でインターンに従事するコープ・オブ・ジャパン・プログラムのような、人と人との交流において顕著な業績がある。カナダの奨学金評議会及び日本学術振興会との協力を通じて、カナダの大学院生及び博士号を取得している研究者は、日本において短期間の研究滞在とともに、日本の科学政策及びインフラについての紹介を受けることができる。科学技術当局間の人事交流は、日本の宇宙航空開発研究機構（JAXA）とカナダの宇宙庁が小型衛星の開発協力のために行った最近の例のように研究協力の機会を与えるものである。さらに、日本の産業技術総合研究所ナノテクノロジー研究部門（NRI）とカナダの国立ナノテクノロジー研究所（NINT）が締結した覚書の下、NRIの専門家がNINTに派遣された。

このほか、日加両国は、日本学術会議及びカナダ王立学会が共同運営する「科学技術と工学における女性（WISET）の学術交流プログラム」において協力を続けている。このプログラムは両国の優秀な女性研究者に対し、研究に携わる女性の役割に焦点をあてた講演を幅広い聴衆に対して行う機会を与えている。女性をより効果的に科学技術の労働力に取り込むことは両国にとって重要な目標である。

科学技術の商業化を前進させるために、両国政府は民間部門と協力し、この重要な分野において一層協力する方策を検討するため、研究開発の商業化に関するワークショップを開催した。さらに、両国政府は、二国間の連携を拡大し、一層の投資協力及び商業化の可能性につながるよう、キングストン燃料電池研究所と三重県の燃料電池研究所との間の産業レベルの協力の推進に関与している。このように政府によって促進され、民間部門を巻き込んだ共同の商業化の取組の同様の例は、バイオテクノロジーの分野にもある。実際に、近年カナダは、両国の専門家による研究開発の商業化の経験についての発表があった2006年の科学・バイオテック週間を含む、一連の科学に関するセミナーを東京において開催している。

投資強化

21世紀の経済は、生産の国際的なネットワーク及び世界的な価値連鎖のより集中的な利用を伴う、世界規模の競争経済として特徴づけられる。投資はこれらのネットワークにアクセス、参加するにあたって明らかに重要である。両国政府は、一般的にも、また特に日加双方の相手国に対しても、投資を重要視している。しかし、第3章で指摘したように日加経済関係における投資の役割が一層重要になる一方で、二国間の投資の規模はまだその潜在力を最大限に発揮していない。

このように、二国間投資の促進は、経済枠組みの策定の早期に、この取組の重要な一部として特定された。この点に関し、二国間投資の強化の利益を認識し、2005年5月、カナダ外務貿易省（D F A I T）及び日本貿易振興機構（J E T R O）は、協力の主要な分野を特定し前進させるため、二国間の投資促進協力に関する覚書に署名した。この覚書は、情報交換の増進及び主要な産業分野における投資促進活動での協力の土台を築くことを意図している。以降、日加両国は、最初に取り組む分野として、情報通信技術、バイオテクノロジー及びサービスを特定してきた。

この二つの機関は、トロント、モントリオール及びバンクーバーにおいて一連の二国間投資促進のためのセミナーを開催してきた。これらのセミナーには、400人以上の参加者を集め、カナダの企業が日本及びアジアへの市場拡大を検討することを促進するとともに、日本企業がカナダにおける現行の事業を拡大することで得られる比較優位を認識させることを目的としていた。同様に、カナダ大使館及び領事館により、東京、大阪及び名古屋において、天然資源、農業食品、運輸及び情報通信技術を含む分野別の一連の投資セミナーが開催された。

覚書の下での取組を前進させるため、D F A I T及びJ E T R Oは日加両国の種々の地域において、特に特定の投資見通しにより適合したアウトリーチを行うために共同の投資イベントの計画を展開する努力をしている。この二つの機関は、両国において投資提携を確立する際の双方の利点をより認識するための共同の取組に関する検討も行っている。

こうした促進の努力に加えて、投資円滑化は二国間投資を増進する上での重要な要因である。この点に関する努力のいくつかの成果は、最近署名された社会保障協定や反競争的行為に関する協力協定であり、これらは日加民間部門が相互に相手国において、一層の投資を促進する条件を向上する環境を創り出すのに役立つであろう。

租税条約

日加両国は所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税を防止するため、1986年に現行の租税条約を締結し、1999年に改正した。それ以来、両国は、租税関連事項についての継続的な対話及び最新のビジネスの趨勢に対応して租税条約の改正することに関する意見交換の重要性を認識してきた。

航空サービス

日加間の人、物品及びサービスの効率的なフローは、二国間貿易及び投資関係に対して重要な影響を与える。日加両国は、1955 年以来長期にわたり航空協定を締結しており、この協定の効率的な運用を確保するために長年にわたり緊密に作業してきた。2007 年の初めに行われた直近の協議は、輸送力決定時における輸送力単位の複雑な方式から単純化された方法への置き換え、使用機材を特定のものに限定する規定の廃止及び両国に利益をもたらす協定上のその他の側面の近代化といった改善をもたらした。両国の代表団は、2008 年の初めに再度協議することを決めた。こうした進展は経済枠組みの主要な目的と一致しており、二国間の人的、商業的、文化的な交流を支援するための日加航空当局の間の現行の対話の継続を支援するものである。

知的財産

知的財産の重要性が急速に増していることから、日加両国は、特許審査を含む知的財産の分野において協力が可能な分野について議論している。例えば、日本の特許庁及びカナダの知的財産庁は、(1) 特許申請者が外国の特許庁に自国の特許庁によるサーチ及び審査結果を提出することによって迅速に外国の特許を取得できるメカニズムの構築（特許審査ハイウェイ）、(2) 特許申請者が外国の特許庁に自国の特許庁によるサーチ及び審査の結果を提出することによって低コストで外国の特許を取得できる、特許出願・審査のための新たな法的枠組みの構築（新ルート）及び(3) 双方の特許庁がインターネットを通じて特許審査履歴を入手可能にする情報基盤及び制度の構築に関して情報交換を行っている。両国は、G 8、A P E C 及び O E C D を含む多くの国際的な場においても、知的財産に関する問題について協力している。

4. 4 分野別取組

日加両国は、経済活動のすべての分野にまたがる前向きな商業関係の長い歴史を有している。このことは、多くの分野において、効率性を改善し、問題に対処し、理解及び協力を発展させる公的部門及び民間部門のメカニズムの創設に結びついた。この項では、特に両国政府が二国間の貿易、投資及び科学技術を促進する上で重要な役割を担っている分野を選択的に概観する。

農業及び食品

日本は世界最大の農産品純輸入国であり、カナダは日本にとって、肉、穀物及び油糧種子、

海産物等の農業面で重要な多くの製品の主な供給国である。さらに、農業及び食品部門は、日加間で生産者及び消費者のニーズに応える強い協力関係を有する分野である。

幅広い協力関係は、日本の農林水産省、厚生労働省及び食品安全委員会とともにカナダの農業・農産食料省（AAFC）と食品検査庁との間での市場アクセス問題に関する協力に結びついている。直接及びそれぞれの大使館を通じて、継続的に随時議論を行ってきた。両国の建設的な関係の結果として、最も顕著なものとして2005年に達成された、日本産及びカナダ産の牛肉の相手国市場へのアクセスに関する問題への対処に関する進展を含む、多くの貿易問題が双方に利益のある形で成功裡に解決した。

食品安全は経済枠組みにおける優先分野の一つであり、過去2年間で非常に大きな協力が見られた。世界的な食品貿易、新しい検査技術及び新しいリスクの増大により、この分野において両国が共有する多くの課題がある。経済枠組みの規定に基づき、両国政府は、日加関連当局間の対話の強化及び共同作業計画を通じ、これらの課題に対処するため、特に協力し、経験を共有することを決意した。この作業計画は2006年7月に完成し、重要な成果を達成した現行の協力関係及び対話に基づくものである。例えば、これまでに日本において実施された食品安全セミナーは、国民にリスクを伝える方法に関する情報交換及び経験の有益な手段を提供した。

キャノーラはこの分野において市場の相互依存性があることから、日加間に長期にわたる緊密な協力関係が存在する。日本はカナダにとって最大のキャノーラ市場であり、カナダは日本のキャノーラ及び菜種輸入における主要な供給国である。1976年以来、日加菜種協議及び事前協議は、政府及び業界の参加者が関与する重要な半年毎の行事である。この30年間の歴史は、相互に利益のある協議を促進し、そこでは、カナダのキャノーラ産業及び日本の輸入及び製油業界の関心事項が議論され、これらの関心に対処する方法が模索された。

農業及び食品貿易の促進については、日加両国は、相互に利益のある事業機会の発展を促進するための永年の協力の歴史を有している。AAFC、カナダ貿易委員会及びJETROは、日加企業間の強いネットワークと協力の機会を築くことにより、農業及び食料分野における二国間貿易及び投資を促進する上で重要な役割を担っている。

さらに、研究機関レベルでの日加間の農業科学協力は比較的控えめであるが、AAFCと日本の民間部門との間の交流は多数の科学及び貿易に関する共同の取組を通じて強化されてきた。例えば、AAFC及び主要な日本の国際的な商社は覚書を交わし、その下での協調的な科学協力計画は、日本市場に適した商品に付加価値を提供している。その上、AA

FC及び東京のカナダ大使館は、この数年間、農産食料分野におけるより強固な日加関係を構築し、カナダを科学及び商業の分野での真剣なパートナーと位置付けるため密接に協力してきた。現在までのところ、カナダの科学研究への投資から生じた重要な商業化の機会を考慮すれば、この協力関係は大いに成功していることが判明している。

林産品及び建築製品

林業における日加関係は、カナダから日本へベイマツ木材が最初に発送された1903年に遡り、その後も重要なできごとによって強調されてきた。例えば、1923年の関東大震災の後、カナダの大手林産企業は復興再建を支援するため日本に木材を輸送した。1960年代初めには、日本国内における伐採コストが上昇したことから、カナダは日本にとって最大の供給国となり、この傾向は現在も続いている。その後、1960年代後半の住宅不足の際、日本政府が新しい住宅技術を積極的に模索していたときにも、両国政府間及び民間部門間における林産品及び建築製品に関する協力の新しい時代が出現した。

両国政府と民間部門との間の協力及び技術交流は引き続き行われ、住宅建築技術及び規則に関する多くの改善に貢献した。重要な一例は、一級針葉樹及び関連建築材に関するものである。初期の段階で、ブリティッシュ・コロンビア州の製材産業は、日本の木材輸入業者及び住宅建築企業と協力し、日本向けの一級針葉樹を生産し、これは特別な「J」グレードとして今日知られている。1973年にカナダ林業評議会は、カナダの連邦政府及び州政府並びに業界の支援の下、日本における積極的な市場開発計画に取り組んだ。こうした努力は、自国市民に対する住宅の選択肢を増やすことを模索していた日本政府の協力と結びつき、1974年の木材等級基準及び日本ではこれまでは建設することができなかった組立て式木材の2×4構造の建築基準法の公式承認に結びついた。2004年5月には、日加間の協力は、これまでは規制されていた地域又は都市部における大規模な4階建ての2×4木材構造の承認に結びついた。これに続いて、2006年10月には、軸組工法も日本の大臣認定を受け、現在では2×4構造及びその他の耐火構造と同等となった2006年9月にカナダの人工乾燥のベイツガの新等級（E120-F330）に基準強度が認められたこととともに、これらの技術基準の認可は日本の木材市場において再び確実な地歩を得る重要な一歩となった。

日加両国政府は、知識の交換を促進し、相互に関心のある問題に対処することを目的とした、多くの定期的で開催される二国間のメカニズム（米国を含めるとの三国間）の確立を通じ、事務レベルでの緊密な関係を築きあげてきた。これらのメカニズムは建築専門家会合/JAS技術委員会（BEC/JASTC）、日加住宅委員会（CJHC）及び日加住宅研究開発ワークショップが含まれる。BEC/JASTCは、意見及び情報の交換を行い、相互理解を促進する目的で日本により立ち上げられ、日本、カナダ及び米国の政府並びに

産業界との間での年次会合が行われている。C J H Cは、カナダ住宅金融公社と日本の国土交通省との間で隔年ごとに行われる政策協議である。住宅研究開発ワークショップは、日加の研究者が住宅の研究及び技術開発の分野において最新の技術を共有し、交換することを可能にする科学技術面での二国間のメカニズムである。

情報通信技術（ICT）

日加両国は、ICTの分野におけるイノベーションの最先端にいる世界の先進国である。両国政府はこの分野を非常に重視しており、多国間レベル（例えば、国際電気通信連合）のみならず、二国間レベルにおいても、協力を通じてそれぞれの目標を引き上げる潜在力を認識している。さらに両国は、研究所、大学と民間部門との間の協力を強化する努力を積極的に行っている。

この分野における主要な二国間協力の場は、1984年に設立された日加情報通信政策協議である。この協議は、重要な政策策定の見通しを共有し、日加両国におけるICTに関する適切な規制の決定及び協力に関する幅広い意見の交換を行うとともに、研究開発における相互協力を特定し、前進させる機会を提供する。2006年にカナダ産業省、日本の総務省及び経済産業省は、迷惑メール対策の分野で共同声明に署名した。

種々のカナダ政府部局とJETROとの間の協力もまた、現在進行中であり成果を生んでいる。JETROは、情報技術（IT）産業視察ミッションをカナダに派遣し、カナダのIT企業に日本市場に関する情報及び助言を与えることにより、ICTの協力を強化するというカナダの取組を支援してきた。2003年4月にJETRO及びカナダ産業省は、データ共有及び技術協力の水準を引き上げ、日加企業の電子アクセスを改善することを目的とする覚書に署名した。

この分野における事業者間の協力を円滑にする観点から、カナダ産業省及び外務貿易省は、カナダ、日本及び第三国のICT企業のために多くの支援をJETROと協力して行ってきた。例えば、日本におけるシーテック¹³2005及び米国における携帯通信・インターネット協会の2006年展示会では、日加のICT企業に対し、協力の可能な分野を模索するための潜在的な取引相手と出会う機会を提供した。

さらに、カナダの通信研究センター（CRC）及び日本の情報通信研究機構（NICT）は、多年にわたり、主に無線光通信、衛星通信及び高解像度ビデオ会議システムに関して協力してきた。これまでのプロジェクトには、高解像度テレビを利用した遠隔医療の初め

¹³ IT・エレクトロニクス部門のアジア最大の国際展示会

ての実証が含まれる。2003年10月に両研究所は、日本及びカナダの研究者のための交流の機会及び現行の情報及び専門知識の共有を促進し、協力関係を更に強固にするための覚書に署名した。CRC及びNICITの協力は、イノベーション及び知識の進歩並びに具体的な社会的及び経済的利益を有する技術及びその応用に結びついた。

サービス貿易

サービス貿易は、日加両国における知識に基づいた経済への移行において主導的な役割を果たし、世界的な電子ネットワークがこれまではアクセスできなかった市場へのサービスの提供を円滑にする。サービス貿易は、もっとも早く成長している二国間貿易の構成要素を明確に代表しており、両国は、サービス貿易の条件を一層高めるため、WTOを通じて協力している。観光及び金融サービス等の特定の分野においては、両国は対話を促進し、相互に関心のある分野に対処するための二国間の協力のメカニズムを発展させてきた。

20年以上にわたり、カナダへの日本人訪問者は、カナダの観光産業に多大な肯定的な影響をもたらした。最近では日本へのカナダ人訪問者が着実に増えている。カナダ観光局及び日本の国土交通省は、二国間の観光のフローの増加を促進する方法及び機会を特定するため、日加観光協議を通じて協力を継続している。観光促進は経済枠組みにおける協力の優先分野の一つとして謳われており、両国政府は、2010年までに二国間の観光客の往来の数を100万人（日本からカナダへの観光客を80万人、カナダから日本への観光客を20万人）に増加させるために最大限の努力を行うこととした。

金融サービスの分野においては、二国間の金融協議は、金融サービス貿易及び投資関連事項に関する相互の利益を発展させ、金融部門の事項に関する更なる協力及び情報共有の基礎を強化するための非常に有用な枠組みである。日加金融協議は、18ヶ月から24ヶ月毎に開催され、日本側は、財務省及び金融庁、カナダ側は、財務省、金融組織監督局及びカナダ銀行が含まれている。最近では、2005年に日加当局がオタワで会い、アジアの経済協力、G7の経過、及び金融サービスに関するWTOドーハラウンド交渉等、金融部門の政策及び国際的な金融協力に関する幅広い事項について議論を行った。

エネルギー

エネルギー分野における日加企業間の商業活動は過去数年で着実に伸びている。この急速に発展している関係は、石炭、ウラン、原子力、オイルサンド、石油及びガス並びに代替エネルギー（例えば、風力、太陽及び燃料電池技術）を含む、幅広い様々なエネルギーの結びつきを内包する。カナダは、日本の発電施設に対するウランの安定供給国としての長

期にわたる実績を有している。日本の商業関係者は、これまで、例えばカナダのウラン、オイルサンド及び石炭精製能力に直接投資しており、日本はオイルサンドの技術、重機及びパイプラインを提供してきた。この分野の広がりにかんがみると、今日までの二国間エネルギー関係の結びつきの領域においては、政府の役割は多少限定的なものとして特徴づけられる。エネルギー及びエネルギー安全保障問題の出現に伴い、エネルギーに関する二国間関係の強化が検討されるべきである。カナダ側においては、連邦政府、州政府及び準州政府は、日加企業間のエネルギー資源及び技術に関する投資及び貿易の円滑化及び促進に積極的に行動している。

二国間協力が相当に発展している一つの例は原子力であり、原子力の平和的利用における協力に関する1959年の協定署名まで遡る。それ以来、日加間では原子力安全及び放射能保護に関連する事項、燃料貯蔵及び輸送並びに日加両国にある原子力発電所で用いられるポンプ・シール等の製品開発に関する技術協力についての広範な交流があった。こうした協力は、原子力産業、原子力規制当局、電気事業及び研究機関等種々なレベルで存在している。次世代型CANDU¹⁴炉開発のための共同の取組に加え、中国における二基のCANDU炉の建設等、原子力分野における協力は第三国市場にも拡大している。

この分野で発展し始めている二国間協力のもう一つの例は、沖合のメタンハイドレートの生産研究に関する協力である。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）及びカナダ天然資源省（NRCan）は、1990年代後半からメタンハイドレートの共同研究を実施している。1998年にこの二機関は、この資源の性質について研究するため、カナダの北西準州において初めてのメタンハイドレート油田の掘削を行った。これに続き、2002年には同じ場所で世界初の生産試験が（国際コンソーシアムとともに）行われ、良好な結果が得られた。現在、JOGMEC及びNRCanは、マッケンジー・デルタにおける長期的な生産可能性を試験する合意について交渉を行ってきた。最初の冬季掘削が実施され、良好な結果が得られた。これらの試験は、2016年までにメタンハイドレートから天然ガスを商業的に生産するための技術を開発するという両国の戦略と一体を成すものである。

4. 5 民間部門及び他の主要な利害関係者の役割

一世紀にわたって、そして日加間の正式な外交関係が設立される以前から、日加民間部門は、相互に有益な貿易関係の構築の最前線であり続けた。これらの相互作用の特質としては、多様な活動を扱っており、日加民間部門の分野横断的なものを構成する多くのグループや、その他に特定分野に集中したものもある。これらビジネス団体の構成に関わらず、

¹⁴ CANDUはCanada Deuterium Uraniumの略で、カナダ型重水炉のこと。

日加民間部門は、二国間貿易及び投資に関する多数の連携を創り出し、経済関係全体に大きく貢献した革新的な取組を推進することに功があった。1990年代の後半には、日加経済人会議等のいくつかの正式なビジネスのメカニズムの終焉が見られたが、他のメカニズムは依然として強固に維持され、これらは二国間商業関係の再生への後押しとなった。

日加民間部門は、経済関係において期待を下回っている分野を当初から特定し、二国間関係を促進するより大きな野心に向けた機会を強調してきた。最近では、カナダ経営者評議会（C C C E）¹⁵及び日本経団連¹⁶が、二国間の経済関係を再活性化し、両国間の貿易及び投資を更に強化する選択肢を検討する取組を主導する重要な主体であった。民間部門の指導者は、両国政府により行われる利害関係者との協議において伝統的、かつ、中心的な存在であったが、日加フォーラム等の非政府組織もまた、二国間関係を高める方法について日加両国に戦略的な助言及び提言を行うという点において重要な存在となっている。

日加フォーラム

二国間関係が直面する課題を認識し、日加両国首脳は、より強固でより効果的な二国間協力関係のための提言を策定するために民間の有識者グループとしての役割を担う日加フォーラム（フォーラム）を1991年に設立した。フォーラムのメンバーは、それぞれの国の企業、メディア、学界及び芸術部門から選ばれ、二国間関係に対する日加両国民の継続的な高いレベルの意見を確保するという独特の目標を有する。直近のフォーラムの共同議長は、C A E 社長（元駐日カナダ大使）のドン・キャンベル氏及び東京電力顧問（元中国大使）の佐藤嘉恭氏である。

フォーラムは、1992年、1995年、2000年及び2006年に報告書を作成した。経済面では、フォーラムの報告書は、日加二国間貿易及び投資、日加貿易に対するN A F T Aの影響、開かれた二国間経済協力の重要性（A P E Cにおける共同の投資及び協力の促進を含む）、日本市場へのアクセスの改善、潜在的な日加自由貿易協定及びその後W T Oにおいて実現された多角的貿易体制の設立に関する提言を行ってきた。

最近の報告書は、2006年6月28日に日加首相に提出され、両国が特に貿易及び投資の促進（この共同研究の究極の目的としての自由貿易協定及び中小企業の課題への対処を含む）、

¹⁵ カナダ経営者評議会(C C C E)は1976年に設立され、カナダ、北米及び世界における健全な公共政策の発展を通じた、カナダの経済と社会の強化に献身してきた。その会員である最高経営責任者(C E O)は、カナダ経済のすべての分野からの代表である。C C C Eの主要な会員は、常に日加経済関係の支持者であり、両国政府並びに民間組織とともに二国間貿易及び投資の促進のために密接に協力してきた。

¹⁶ 日本経済団体連合会(日本経団連)は、2002年5月に、日本経営者団体連盟(日経連)と経済団体連合会(経団連)が統合して設立された。2005年には、その会員数は1,329社となり、そこには130の産業連合と47の地域経済組織が含まれる。経団連は特にカナダ委員会を通じて、両国政府に申立てを行うことにより、両国のビジネス環境を改善するための方策の推進に積極的である。

観光促進、環境及びエネルギー問題に関する共同研究に重点をおいて二国間経済関係を深化させる努力を強化すべきであると提言した。

CCCE及び日本経団連：協力の長い歴史

日本経団連及びCCCEは、20年以上にわたって、日加経済関係に関し協力してきており、経済枠組みの進展及び署名における中心的存在であった。2004年の日本経団連とCCCEとの間の会議の後、両組織は二国間の経済的結びつきの強化を求め、両国間の枠組み合意の作成を求めた。この行動の呼びかけは、両国政府が共同で検討中であった新しい経済枠組みの計画を推進する決定を迅速化した。その後まもなく、2005年1月に日加首相が日加経済枠組みの検討を立ち上げた。日本経団連及びCCCEの企業指導者は、2005年11月のカナダにおける最近の会議において、両国政府が速やかに二国間関係の強化のための機会の検討に移るよう促す共同プレス・リリースを発出した（共同プレス・リリースは以下のサイトにて入手可能：www.ceocouncil.ca 及び www.keidanren.or.jp）。

在日カナダ商工会議所（CCCJ）

CCCJは、1975年以来、日本におけるカナダ企業の利益を促進し、両国間の商業発展を奨励するために活動している。CCCJの会員は、幅広く部門を越えたカナダ、日本及びその他の国々の財界人及び起業家を代表している。何年にもわたって、CCCJ及び東京の在日カナダ大使館は、日本市場においてカナダ製品を宣伝する共同の取組を通して、また、CCCJの貿易政策委員会における活動を通じて、緊密な協力関係を築いてきた。

日本の商工会

トロント、カルガリー、バンクーバー及びモントリオールの日本の商工会は、会員による経済、商業及び産業活動を通じて、日加間の友好的な関係を促進するとともに、地域全般と良い関係を築き、維持する活動を行ってきた。特に、1957年に活動を開始したトロント日本商工会は、カナダで事業を行っている多くの日本企業を代表している。トロント日本総領事館は、日加間のビジネスを促進するため、トロント商工会と緊密に協力してきた。

4.6 まとめ

経済枠組みは相互に有益な二国間協力の歴史を活気付け、この関係の再活性化の基礎を提供してきた。その目的は、数十年にわたる協力により発展してきた幅広い分野毎及びその他の協力の形態に対して、更なる勢いを与えることである。

日加両国は、公共部門及び民間部門両方における多様な関係者を取り込んだ、豊かで繁栄した関係を明らかに享受している。多国間及び二国間の政策及び民間部門の数々の現行のメカニズムは、今後、より活発な経済関係を築く強固な基盤を提供する。課題は、両国の一層の経済活動及び繁栄を生み出す際に最も効果的な役割を果たせるよう、より高い程度の活力、エネルギー及び方向性をもって、協力のメカニズムの幅及び多様性を向上していくことであろう。その目的達成の最善の方途を評価するためには、本章の論点であった現行のメカニズムの検討を越えて、次章の論点である二国間貿易及び投資の更なる拡大に関する残された課題の分析に更に取り組む必要がある。

第5章 貿易及び投資の潜在力が最大限まで引き出されることを制限する 現行の措置の検討

5. 1 はじめに

日加両国は相互に有益な貿易及び投資の長い歴史を共有する。この関係は依然として健全であり概ね問題を有していないが、二国間貿易及び投資関係を最大限に活用する我々の能力は、現行の措置及び外国のビジネス慣行等の非公式な制限によりしばしば制限され得る。しかしながら、そうした制限を克服するためには、まずこれらを特定し、理解することが必要である。2006年4月及び6月に東京及びトロントでそれぞれ開催された日加民間部門との協議において表明された意見及びその他の情報を引き出しながら、この章では、二国間貿易及び投資の潜在力が最大限まで引き出されることを制限している両国における現行の措置を検討する。

共同研究作業部会の作業を導くため、日加両国は、経済枠組み文書に従い、民間部門からの意見聴取を実施した。種々の部門の代表及び専門家が、貿易及び投資の潜在力を最大限に活用することを妨げている両国の現行の措置に関する意見及び現行の経済関係を向上するための意見を求められた。一部の発言者の要請及び秘密保持に基づき、この報告書においては、特定の団体及び個人の発言内容は、その名称及び氏名が特定できないようにしてある。

民間部門との国内協議は、この共同研究の実施に極めて重大な役割を果たしてきた。日加両国の民間部門及びその他の主要な利害関係者からの貴重な意見は、この共同研究が包括的、かつ、意義深いものであることを保証するものである。

以下の項は日加民間部門からの意見に基づいており、必ずしも両国政府の立場を反映するものではない。

5. 2 東京での共同研究作業部会第二回会合における意見聴取

5. 2. 1 民間部門からの参加

民間部門からの意見聴取は、2006年4月5日から7日まで開催された日加共同研究作業部会の第二回会合にあわせて、2006年4月6日及び7日に行われた。産業界から二団体、貿易／ビジネス関係から二組織、国際貿易の専門家一名及び食料経済学及び環境経済学の専

門家一名が意見聴取に出席した。

5. 2. 2 日本の民間部門の意見

(1) F T A / E P Aについて

(i) 団体A

この団体は、共同研究において、投資協定（サービス貿易の自由化を含む）、規制改革対話、基準の相互認証及びその他の協力案件の促進等の事項も優先度の高い案件として検討される一方で、両国政府と民間部門が、F T A又はE P Aの締結の可能性について当面議論を継続すべきと提言した。この団体は、日本の農林水産品等のセンシティブ品目が考慮されるべきと述べると共に、日本の対加輸出の競争力を下げ得るカナダのF T A及び交渉についての懸念を表明した一方で、日本にとって重要な国及び地域との包括的なE P Aを通じた自由な経済活動の基礎を創り出すための重層的な取組を訴えた。この団体は、F T A又はE P Aの締結国は、「実質上すべての貿易」について関税の廃止による貿易の自由化を行わなければならないと規定するG A T T 2 4条も指摘した。さらにこの団体は、関税の撤廃又は削減は、W T Oドーハ開発アジェンダ交渉の進展と共に検討されるべきと説明した。

この団体はまた、カナダが他の国々とF T Aに署名し、日本の対加輸出品の競争力が低下する等、日加両国を取り巻く国際環境の現状に変化があった場合には、F T A又はE P Aは、全体として両国に大いに有益であると説明した。この場合においては、両国はF T A又はE P Aの協議を開始すべきと提言した。特に、加韓F T A / E P Aの進捗について強い関心が示されると共に、日本の産業界は、現在カナダと他の国々との間で追求されているF T A又はE P A交渉の進捗を念頭に置かなくてはならないとする特別な関心が示された。

(ii) 団体B

別の団体は、日本は工業製品の純輸出国であり、世界最大の農産品の純輸入国であると述べた。この団体は、このような状況ではE P Aは各部門に同等の利益を与えることにならず、日本は農業部門を犠牲にしてまで工業部門における貿易拡大を追求すべきではないと説明した。この団体はまた、食料安全保障及び洪水防止、水資源の涵養、景観及び食品安全の維持により、年間8兆円の影響があると推定される農業の多面的機能の維持の観点から国内農業生産の重要性を強調した。この団体は、E P Aは両国におけるセンシティブ品目に対する必要な例外措置を含むべきであると指摘した。さらに、日加両国には農業生産条件に大きな格差があり、関税撤廃の負の影響は日本にとって耐えられないほど大きいと指摘した。この団体は、特にカナダからの輸入額の57%を農林水産品が占めており(2004年)、その相当部分が日本にとってセンシティブな品目である状況では、農産品の関税撤廃

を含むカナダとの交渉は不可能であろうと結論づけた。これら産品が除外された場合、そのような協定は、(自由貿易協定を「実質上すべての貿易」を対象とすると規定するGATT第24条の下では)FTAとみなされないであろう。この団体は、カナダは日本の農業にとってセンシティブな農産品の主要な輸出国であると述べ、これら品目の関税撤廃は継続中の国内農業改革に悪影響を与えると主張した。この団体はまた、カナダとの間での独占的な貿易自由化はその他の輸出国との間に不均衡を生み出し、日本と類似の特恵取極のない国々から厳しい反対が起きるかもしれないと説明した。

(iii) 団体C

三番目の団体は、FTAへの期待に関し、カナダで事業を行っている日系企業に対して行った調査の結果を共有した。最も有益となる将来のFTAはどの国とのものになるか、また、具体的な便益は何かという問いに対して、103の企業が日加FTAに対する期待を表明し、うち68の企業は、日加FTAが最も有益になるとした。79の企業が、FTAは市場アクセスを改善するであろうと回答し、29の企業が、労働及び他の分野に関する法律の改正等によりビジネス環境を改善するであろうと回答した。この関係で、この団体は、カナダの日系企業の中には日加FTAへの高い期待があると要約した。

(iv) 在日のカナダ関連団体

在日のカナダ関連団体は、社会保障協定及び租税条約とともに、日加FTAの締結を、この団体の三つの最優先事項の一つとして特定した。この団体は、両国の消費者は、より安価な価格、より良いサービス、より多くの選択及びより良い税金の活用を通じて大いに恩恵を被るだろうと論じた。FTAは、中小企業において、起業精神、イノベーション及び雇用創出を促進するであろう。この団体は、FTAは新しい物品及びサービスの市場を開放し、(例えば、関税が省かれることを通じた費用の削減により)競争を促進し、イノベーションを促進するとともに、二国間の人の流れを増加させると感じている。FTAは金融及び保険商品等のサービスのより良い価格設定と共に、政府調達及び入札慣行の一層の透明性をもたらすことにも資するであろう。この団体はまた、カナダの労働及び資本の活発な市場、非常に効率的かつ堅固な経済及び良く発達した金融制度に支えられた政治的安定性を含む、FTAの相手国としてのカナダを強調した。

(v) 日本人専門家A

この経済学者は、かつてWTOは世界貿易の自由化において中心的な役割を担ったが、世界貿易のルールを統一するというWTOの機能は限界に達しており、将来この役割は、共通の利益を有し、貿易自由化について相互に理解を共有する国々における二国間又は地域的なFTAに移行するであろうと述べた。彼は、一般的に農産品は比較優位を有していないため、多くの場合は日本の農家に自由化の利点を示すことは困難であると指摘した。彼

は、そのような場合には、F T Aの実現可能性は、関税撤廃からセンシティブ品目を除外できるか否かにあると結論づけた。彼は、世界の現行のF T A¹⁷から多くのそのような例を挙げた。彼は、米、小麦及び大麦、乳製品、砂糖並びに豚肉は日本にとって重要かつセンシティブな品目の一部であり、これらの品目の輸入制限はG A T Tのラウンド交渉にて関税割当品目へと多くが転換されたと指摘し、米国、豪州、ニュージーランドとのF T Aを通じたこれら製品の関税撤廃は確実に日本農業の破壊をもたらすと説明した。最後に、農業の多面的機能の概念を説明しつつ、地方における農業及び小規模農家の重要性を強調した。彼はまた、食料の60%を外国に依存する日本人の懸念とともに、日本の農業改革の取組を理解することが重要であると述べた。

(vi) 日本人専門家B

もう一人の経済学者は東アジア経済統合の重要性及び意義を論じ、日本のこの地域に対する長期的な関与及び国際的な生産及び流通網の存在により、この統合は経済上直ちに必要なものとして指摘した。彼はさらに、フラグメンテーション理論を用いて、生産ブロックにおけるコスト削減及び生産ブロックを繋ぐサービス・リンクの低コスト化を可能にする見解を述べた。この理論に基づき、彼は、日本及びアジアを取り巻く現在の政治的及び地政学的状況を説明した。彼は、中国が主役となる東アジアで日本は満足できるであろうかとの懸念を表明した。彼はまた、東アジアの経済統合は道理に適うものの、欧州の感覚で「東アジア共同体」を検討するのは時期尚早であると強調した。しかし、彼は、中国と拮抗するアジア太平洋の先進工業国との間での多数国間のF T Aを進展させる可能性について説明した。最後に、彼は、この地域主義の時代において、F T Aなき「日加経済枠組み」は十分に魅力的であろうかと問題提起し、農業に関する貿易保護は、日本の経済外交における唯一の主要な障害であると論じた¹⁸。彼は、アジア太平洋における経済外交にある程度 of 自由を得るためには、農業分野の改革が日本にとって緊急に必要であると結論づけた。

(2) 関税撤廃及び削減について

(i) 団体A

実際の二国間の関税撤廃及び削減に関して、この団体は、日本企業のアンケートへの回答から、関税品目及び関税率がビジネス活動を妨げていることが判明したと説明した。この団体は、自動車及び貨物自動車(6.1%)、鉄道用車輪(9.5%)、映画用フィルム(6.5%)、及び磁器製磚子(3.0%)等のカナダ側の主な関税を列挙した。日本の関税では、S P F製材(ツーバイフォー工法で使用する主要な構造材)(4.8%)、オリエンテッド・ストランド・

¹⁷ この経済学者は、タリフ・ラインの除外例を以下のとおり示した。(1) NAFTAでは、カナダとメキシコとの間で、乳製品、砂糖等について、カナダは78品目、メキシコは87品目が除外されている。(2) EU・メキシコFTAでは、EUは、牛肉、豚肉等の交渉を延期、メキシコは、米、小麦、豚肉、鶏肉等の交渉を延期した。(3) 韓国・チリFTAでは、牛肉、鶏肉、オレンジ等の交渉を延期した。

¹⁸ この経済学者は、日本の主要な対加輸入品は、農林水産品であると説明した。さらに彼は、比率は高いものの、センシティブ品目の数は限られていると説明した。

ボード（主要構造用面材）（6.0%）及び牛肉（38.5%）が言及された。

（ii）団体C

この団体は、カナダの日系企業に対して行った関税に関するインタビューを紹介した。日系企業は、6.1%のカナダの自動車に対する関税を高いと感じていることが判明した。

（3）規制に関する事項

（i）団体C

この団体は、カナダの日系企業に対して、カナダの潜在的な規制事項についてインタビューを行った。五つの懸念が判明した。一つは、査証発給手続に関するものである。カナダにとって価値のある高技能労働者に対して発給の遅延がみられると述べた。二つ目は、安全規格の相互認証分野である。企業は、事業の円滑化のために、より簡便な認証過程の必要性を力説した。三つ目は、知的財産権の保護である。特定の例示はなかったが、この団体は、日本製品の模倣品や海賊版が商店街において簡単に入手可能であり、販売されていると考えている。四つ目は、税審査及び申請手続の分野である。この団体は、移転価格の審査に5年かかるケースもあると説明し、迅速、簡素、かつ、正確な手続が必要であると指摘した。五つ目は、カナダの連邦と州政府との間のより良い調整に対する要求である。州政府で認可された後に、連邦政府で認可を取り消された一例が示された。

（ii）団体A

この団体は、両国におけるビジネス環境を改善し、規制改革を推進することが、優先的な分野であると説明した。この団体が実施したアンケートは、回答者のうち46.7%が規制改革を要望し、中でも、カナダ会社法における役員の国籍に関する要件の撤廃の必要性及び日加間の二重課税の回避に主に焦点をあてることを希望した。この団体は、これらの問題を解決することは一般的に日本の業界に利益をもたらすとともに、カナダへの投資も促すであろうと主張した。

この団体はまた、投資及びサービス貿易の自由化を主な優先事項として特定した。これは特に、金融及び保険サービスにおける海外投資に適用される規則に焦点を当てたものである。

この団体はさらに、先進国の間での規制改革対話から着想を得て、ビジネス環境を発展させるための相互の国内規制改革の枠組みの構築を要望した。

この団体は、両国の財務大臣が迅速、かつ、実際的な税制改革措置を実施する観点から、税制改革に関する定期的な対話の枠組みを構築するよう提案した。この団体はまた、その

ような協定の締結に向けて遅滞なく作業を開始するよう提案した。

この団体はまた、カナダのビジネス環境を改善するための規制改革分野を次のとおり挙げた。

(i) 連邦及び州の規則の調和及びこの団体が不必要とみなす貿易及び投資規則の撤廃
この団体は、連邦及び州レベルの規則の重複が、許認可の申請において煩雑さを生んでいると述べた。ある場合には、州の規則は連邦の規制よりも厳格な場合が見られた。

(ii) 投資段階の自由化及び継続的経営の円滑化

役員の国籍に関する会社法の要件の撤廃及び保険サービスの自由化を優先すべきである。この団体はさらに、カナダとの投資協定は、日本及び他の国との投資協定の規定の例に倣い、会社法の国籍要件を撤廃するよう改正されることを確保すべきであると主張した。国籍要件の廃止は業界にとって最重要の規制改革案件の一つと強調し、迅速な解決を要求した。

(iii) 基準及び認証の調和化及び自然人の移動の円滑化

この団体は、両国が職業資格（エンジニア資格等）の基準及び認証の調和を検討するよう提言した。この団体はまた、査証の有効期間の延長とともに、査証発給手続の簡素化及び一層の効率化の重要性を強調した。

(iv) 投資促進及び事業実施の経費削減のための措置

この団体は、資本税の撤廃及び失業保険の保険料を両国で二重に支払うことの解消等、投資促進及び事業運営経費の削減のための税制改革の重要性を指摘した。

(4) 特定分野の協力

ある団体は、日加投資協定の締結が、効果的及び効率的にカナダにおける規制改革及び貿易及び投資の自由化を促進すると説明した。この協定は、両国の発展度にふさわしい包括的かつ水準の高いものであるべきである。この団体は、連邦及び州政府が最恵国待遇及び内国民待遇を確実に付与することの重要性を強調し、パフォーマンス要求を禁止し、投資条件の現状維持を義務化するとともに投資財産を保護すべきであると強調した。

これらの分野の他、この団体は、以下の関心事項に関するアンケートの回答を紹介した。

エネルギー及び天然資源

この団体は、カナダの西海岸における大規模原油輸出ターミナルの建設、そのターミナルまでのパイプラインの敷設並びにオイルサンド及び関連産業の更なる開発促進への投資支援による、日本及び他のアジア諸国との天然資源の貿易をより促進するためのより良いインフラの必要性を紹介した。

観光促進

この団体は、観光促進を目的とする広報活動及び観光関連商品の開発における協力を強化することを要望し、また、2010年の冬季オリンピックに向けてバンクーバーに観光客を惹き付けるためのキャンペーンを提案した。

投資

J E T R O及びD F A I Tが共催したセミナーは評価された。この団体は、このような取組が積極的に継続され、拡大されることを提案した。

輸送

この団体は、カナダでは、地方における輸送手段の独占状態が原因で鉄道運賃が高額となっていると述べた。これは、エネルギー及び他の資源の輸送を増大するためにも克服されるべきである。

情報技術

カナダの電子工業が高度に発達していることを認識し、いくつかの企業がカナダにおいてノウハウの吸収及び人材の確保をしたいとの希望を表明した。これらの目的のため、この団体は、定期的な技術的交流、有望なエンジニアの育成及び人材交流の促進を提案した。

食品安全

日本のカナダからの輸入品の大部分は食品関連産品であり、食品安全を確保するためにカナダとの協力の要請があった。一例として、小麦の残留農薬及びカビ毒に関する協力の必要性に言及した回答があげられた。

(5) その他

(i) 団体B

ある団体は、日本の農業の固有の特徴及び農業の多面的機能を強調し、国内生産の低下が、食料自給率の低下(40%)及び大量の食料輸入を招いていると強調した。この団体は、農産品の関税撤廃を含むF T Aを追求する代わりに、日加両国は、農業問題についての意見交換、農産品の良好かつ安定的な貿易関係の維持、天然資源の安定的供給及び投資促進のための協定の交渉による経済関係の強化のあり方を追求すべきであると提案した。

(ii) 団体C

別の団体は、日本企業が直面しているインフラの問題を紹介した。この団体は、バンクーバー港が貨物処理能力の限界に達しており(港湾作業員及び雑貨ターミナルのスペースの不足)、港における停泊日数の延長を余儀なくされているとの日系企業の懸念を紹介した。

この団体はまた、「電圧低下」を引き起こす不安定な電力供給があり、工場の機械が停止し、製品の品質に影響を与えているとの日系企業の懸念を紹介した。この団体はまた、日加韓の双方向投資を拡大するための自らの役割について説明した。この目的のため、この団体は、日加両国において開催した種々のセミナー及びワークショップについて言及した。この団体はまた、カナダの自動車部品産業から日本へ多くのミッションを手配するとともに、同様に日本のミッションをカナダへ派遣したことを説明した。

(iii) 在日カナダ関連団体

この団体は、過去十年にわたって強く主張してきた日加間の社会保障協定の署名を評価した。この団体は、今後、円滑な職員の異動及び投資増加に繋がるこの協定の速やかな実施を求めた。

租税条約に関して、この団体は、現行の二国間租税条約の再交渉が必要であると説明した。更新され、改善された条約は、納税者に一層の確実性をもたらし、差別的な課税を回避することになるとこの団体は論じた。また、現行の税制のコストは、主に、5%～15%の源泉徴収税がかかる特許使用料、配当金及び利子の支払いに集中していると説明した。

5. 3 カナダでの意見聴取

カナダにおいては、この共同研究が民間部門の意見及び優先事項を適切に反映することを確保するため、カナダ政府は、カナダの利害関係者並びに州及び準州政府からの多様な意見及び見解を求め、国内的な協議を行った。これには、カナダ・ガゼット(カナダ政府の官報)での回章、国際貿易大臣からの主要な利害関係者宛の書簡及びカナダ・エクスポート(外務貿易省の公式の貿易ニュースレター)の記事が含まれる。

この過程を補完するため、日加両国は、第三回日加共同研究作業部会にあわせて主要な利害関係者を招き、2006年4月に東京で開催された意見聴取と同様の第二回共同意見聴取を、6月5日から6日までトロントにおいて実施した¹⁹。この意見聴取は、業界が直面している課題及びそれらに対処する上での選択肢を両国政府が知る上で有用であることが判明した。ガゼットでの手続及び民間からの意見聴取によって受け取ったコメントを以下に詳述する。

¹⁹ 共同研究作業部会は、オタワにて2006年6月8日に開催された。

5. 3. 1 日本における貿易、投資障壁及びその他の事項の概要

自由貿易協定

カナダの利害関係者は一般的に日本を重要な貿易及び投資の相手国とみなしており、商業関係は概ね問題ないがその関係は十分でないという強い意見がある。利害関係者は、共同研究の過程をこの関係を再活性化する方途を検討する重要な機会として歓迎したが、対話や過程ではなく、実質的な成果の必要性をはっきりと強調した。一層の経済面での協力に向けて前進するために、多くの利害関係者は、共同研究が、市場アクセスの保障及び公平かつ透明性のある紛争解決の条項を規定する、質の高い自由貿易協定（F T A）の交渉に繋がるよう提言した。ある利害関係者は、すべてではないにせよ、日加経済活動のほとんどを含む包括的経済統合連携協定（E I P A）を求め、F T Aを越える経済統合のモデルを主張した。このアプローチは、包括的F T Aの伝統的な要素のすべてを含むのみならず、新たな国際的現実を反映するため追加的な要素を組み込むものである。E I P Aの手段による進化した経済統合という前向きな考え方を選ぶことは、資本市場及び為替に関する対話、エネルギー及び気候変動に関する更なる協力、租税条約の改善に加え、知的財産権、安全保障及び貿易の問題、基準及び認証、又は情報技術の安全を含む分野における制度的な協力の促進を含み得ると論ぜられた。別の利害関係者はまた、主要な世界の経済の中で、多国間又は二国間であろうと、貿易自由化を含む野心的な貿易及び投資の協定を要望し、日加両国は、国際貿易制度を強化する機会を逸することにより最も多くを失う立場にある二箇国であると言及した。

特定の障壁に関し、利害関係者は、いくつかの関税及び関税関連問題、サービス及び投資制限並びに潜在的にはF T A（又は経済連携協定）の中で効率的に対処され得る非関税障壁を提起した。そのようなアプローチはまた、日本の第三国との特恵的な協定による潜在的な負の効果に関するカナダの経済界の懸念を和らげるであろう。この点に関し、日加両国ともに種々のセンシティブティについての認識もあったが、ある利害関係者は、本当にセンシティブであるのは全貿易のわずかな部分のみであり、そうした懸念は市場の性質のより良い理解又は将来の協定の規定を通じて乗り越えられるであろうとの意見であった。

F T Aの見通しに加え、多くの利害関係者は、それぞれの国における重要な機会について一層の認識を高めるため、二国間の普及促進のための取組を増加させることに価値を見出した。さらに、現行の航空サービス及び租税条約の更新は主な優先事項とみなされた。

関税及び関連問題

関税は、種々の理由から特定の製品の貿易を制限するために活用される伝統的な貿易政策手段の一つである。林業分野等でいくつかの懸念が表明されたが、一般的に工業品における日本の関税は低い。日本の高関税は農業分野に存在し、ある場合には市場参入を阻止している。2004年の日本のMFN実行関税率の平均は6.3%で、農産品は16.1%、非農産品は3.8%であった。関税そのものに加え、付加価値製品に対するタリフエスカレーション、関税平価、関税割当及び補助金等の関連問題に関しても懸念が表明された。いくつかの問題を以下に概説する。

日本の牛肉に対する関税はそれ自体では抑制的なものではないが、カナダの牛肉輸出業者は、日本において、市場アクセスを制限するいくつかの関税及び関連障壁に直面していると指摘した。日本の現行の牛肉に対する適用課税は38.5%（WTO上限関税率は50%）である。日本はまた緊急関税措置を維持しており、牛肉の輸入が一定のレベル（すなわち、四半期の輸入が17%以上増加したとき）を超えた場合の上限関税率を50%としている。カナダの産業界によれば、これは、日本がカナダの牛肉製品に対する禁止措置を一部解除し（2003年にはカナダでのBSEの検出により禁止されていた）、カナダの牛肉製品が以前の貿易レベルまで戻ろうとしているときにおいてのみ、特に問題であった（禁止以前は、カナダは従来から日本の3番目の牛肉の供給国であった）。

カナダの豚肉輸出業者から、豚肉の緊急関税措置について同様の懸念が提起された。日本は豚肉の世界最大の輸入国であり、カナダは一層その需要を満たしてきている。しかしながら、カナダの豚肉輸出業者は、いずれの四半期であれ、豚肉の輸入総計が日本の予算年度開始から四半期の終わりまでの直近の3年間の平均が19%よりも高くなり、最低輸入価格を約25%まで上げた場合には、ゲート価格を上限関税率まで急に戻すという、豚肉の緊急関税措置について説明した。現在管理されているように、この措置はカナダの供給者にとって相当の市場の変動を創出する。

カナダの利害関係者は、日本の加工された植物油製品（例：キャノーラ／菜種及び大豆）に対する関税制度がそれら製品のカナダから日本への輸入を制限することになるとして懸念を表明した。輸入された料理油の日本の関税は、従量ベース（1トン当たりの円）で適用され、キャノーラ及び大豆油（1キロ当たり10.9円）の関税率は、類似の植物油（例：1キロ当たり5円のコーン油及び1キロ当たり8.5円のひまわり油）よりも高い。

カナダの穀物産業は、日本の小麦及び大麦への関税割当の厳格さについて懸念を表明した。割当内は無税であるが、割当を超えた関税は極端に高く、1キロ当たり、それぞれ55円及

び 39 円 (W T O 上限関税) である。小麦粉も割当外の高関税率の対象であり、割当内は 25% であり、割当を超えたものは 1 キロ当たり 90 円の関税である。利害関係者の懸念は、カナダの豆類及び特殊作物(例：エンドウ、豆)に対する制限的な関税割当並びに加工製品に対する関税に関しても提起された。

カナダの利害関係者は、日本が世界で最も高い関税を課している精製された砂糖を含む、高関税の対象となっているその他の農業産品に関する懸念を表明した。砂糖を含むプロセス食品も 20%~30%の幅の高い関税の対象になっている。ある場合では、従量税が適用しており、植物油製品と同様の懸念が生じる。

日本は、過去数年にわたって魚貝及び海産物の輸入制度を自由化してきた。日本の水産物の平均関税率は低い(4%)ものの、カナダの利害関係者は、塩漬け数の子(8.4%)、冷凍ホタテ(10%)、ウニ(7%)を含む主要産品の平均より高い関税率及びホタテの輸入割当について指摘した。

カナダの利害関係者は、S P F 木材及びパネル製品に対する関税についての懸念を表明した。日本の関税分類は最終的用途に関係なく、木材の種類及び寸法で区別している。したがって、カナダの S P F 木材の輸入は 4.8%の関税に課されるが、同じ目的で輸入されるその他の種類は無税である。針葉樹合板及び O S B に対する 6%の関税もカナダの輸出を大きく制限していると考えられる。

タリフエスカレーション及び関税平価も、カナダの利害関係者にとって共通の懸念である。タリフエスカレーションは、未加工品に低い関税を課し、半加工あるいは加工済製品に対して高い税を課す慣行である。例えば、日本は、未処理のカラシナの種子の輸入は無関税としているのに対し、カラシナ粉の関税は 7.5%から 9%にわたっている。別の例は、付加価値のついた牛肉製品で、上限関税率が 50%と抑止的な効果を持つ水準に増加する。さらに、同項目内の類似製品に適用される関税の間の不均衡に関して、油及び木材製品を含む数々の異なる製品にわたって懸念が表明された。例えば、キャノーラ及び大豆油は、未加工であれば 1 キロ当たり 10.9 円、精製してあれば、1 キロ当たり 13.2 円の関税を課されるが、その他の油はより低い課税、又はいくつかの場合では無税となっている。

造船分野では、日加の造船産業は規模及び生産する船の種類において相当異なるが、カナダの産業は、この分野の貿易自由化及び 25%のカナダの関税の撤廃がこの産業に有害な影響を与えるものと懸念している。この産業の代表者は、日本との貿易自由化には原則として反対していないが、関税が撤廃される前に国内的な移行政策が必要と強調した。カナダの造船産業は過去 20 年間、高度に助成された国際的競争に直面し、一層の圧力の下にある

と指摘した。

カナダにおける意見聴取においては、関税問題はまた、双方に存在した。カナダにおける日本の団体は、A P E Cの行動計画の一部としてカナダが関税削減を約束したことを指摘した。特別な関心分野は、自動車及びトラック、鉄道用車輪、映画用フィルム及び磁器製碍子である。また、モノの円滑な流れの観点からは、複雑さを削減し、明確性及び柔軟性を増すために、オンタリオ州酒類管理理事会の見直しを要望した。

航空宇宙・防衛産業

カナダは、平和維持及び通常防衛の双方において相当な防衛・航空宇宙分野の能力を有しており、利害関係者は日本との産業協力を強化することを切望している。カナダ産業の利害関係者は、留意すべきと考える二つの項目を特定した。すなわち、カナダの自動火器の対日輸出の制限にカナダが取り組む必要性及び企業のセキュリティ・クリアランスの発行を円滑にするメカニズムの必要性である。

また、カナダ産業の利害関係者は、購買主体と納入業者のネットワーク及び過去の日本における実績を要求されるような民間部門の商慣行が日本市場への参加を制限していると感じていると強調した。

租税条約

種々の利害関係者は、日加両国が現行の租税条約を改正するよう主張した。この条約の目的は、二重課税を防止し、国境を越えた特定の取引に適用される租税規則について一定の確実性を与えることである。二重課税は貿易の拡大、資本及び労働の移動に対する負の影響があるため、二重課税からの免除を確保することは望ましい。日加両国は、1986年に締結された日加租税条約の改正議定書に1999年に合意した。しかしながら、日加の業界は、他の主要な貿易相手国と交渉した最近の租税条約とともに、最近の貿易及び投資の傾向を反映する必要性を考慮しつつ、現行の租税条約を再交渉する必要性につき表明した。カナダにおける日本の団体は、日本の企業のカナダ支店が米国の企業と同様に免税されるよう、日加租税条約の改正を強調した。

投資

外国直接投資に関して、日本は、引き続きアジアにおけるカナダからの直接投資の最大の対象国である。日本で投資するカナダの企業からは、投資を制限する規則的な障壁につい

での報告はほとんどなく、そうした企業数は穏やかに増え続けている。しかしながら、航空宇宙産業を含むカナダの主要な投資家は、規制策定の制限的な過程、産業基準の発展及び製品認証の分野における透明性の欠如を含む、日本での投資に関するいくつかの障壁を指摘した。日本で投資するカナダの会社が経験しているその他の障壁は非公式なもので、言語や分野及び商業慣行の相違等に関連する問題になる傾向がある。多くのカナダの利害関係者はまた、特に、両国における貴重な投資機会についての普及促進努力の潜在的な価値を指摘した。カナダにあるいくつかの日本の会社は、カナダの会社役員に対する在住要件の引き下げ及び雇用保険の二重払いの撤廃は特に小企業にとって有益であると指摘した。

サービス

日加間のサービス貿易は、過去数年の間に急速に伸びてきている。一部では、これはサービスの貿易を制限する規則的な障壁は日本にほとんどないということを反映している。一般的にカナダのサービス提供者は、日本のサービス市場で高いアクセス水準を享受していると指摘している。にもかかわらず、二国間のサービス貿易を促進するいくつかの分野において改善が可能である。法律、会計及び工学サービス等の専門的なサービスの国境を越える提供に関しては、日本はしばしば商業拠点要件及びモード4（自然人の移動）の制限を維持する。カナダのサービス提供者はまた、資格許可、手続、免許要件及び基準に関する日本国内の規制に関する一層の透明性を推進することに関する関心を明らかにした。金融サービス部門では、共通インフラの効率的な使用を禁ずる厳格なファイヤーウォール規定及び海外で設立された外国企業の日本支店の活動を制限する新会社法(86号)を含む、いくつかの問題があげられた。

カナダの利害関係者はまた、日加二国間貿易関係を促進する上で航空サービスの果たす主要な役割を強調した。彼らは、通常の二国間の協議を通じて、航空サービス関係を強化することに関心を表明した。

規制環境、透明性及びその他の問題

技術的規制、産業基準及び衛生植物検疫（SPS）の要件は、物品の貿易を促進し、公共の健康及び安全並びに動植物衛生を保護する上で重要な役割を担うが、国により異なり、貿易に不必要な制限を課し得る。関税が貿易を制限する効果があるように、非関税障壁も貿易を制限する点においては同様の効果を有する。例えば、多くの異なる基準は生産者及び輸出者の間のビジネス取引を複雑にする。法律及び規制の変更が早く通知されないことも問題となり得る。

農業面では、日本のSPS措置について、より透明性の高い、国際的に認められた基準に基づくべきであるとの懸念が表明された。主な例は、牛肉部門及びカナダの特定の牛肉製品に対する日本のBSE関連の輸入規制に関するものである。この点に関してこれまで日本で取られた措置に言及する一方で、利害関係者は、日本が国際獣疫事務局（OIE）によって確立され国際的に合意された基準の下で認められたものよりも、より制限的なSPS障壁を適用しているとの懸念を表明した。有機製品の貿易を円滑化するための規制に関する協力についても関心が表明された。さらに、あるカナダの利害関係者はまた、日本の農業分野の補助金は貿易障壁であるとして懸念を提起した。例えば、日本政府は、輸入に対する税金の形で補助を行っているが、これが日本の小麦生産を補助することになり、貿易に対するゆがみの効果に繋がると思われる。

産業面では、多くの利害関係者が、森林及び建築製品分野に関する問題をあげた。これまで、日加両国は多くの規制及び基準に関する問題を効率的に扱うためのメカニズムを発展させてきた。しかしながら、貿易を制限する懸案の措置がこれらの分野においてはまだある。特に重要なものは建築基準法である。ある利害関係者は、試験方法、基準及び関連規制が国際的に認められた慣行を十分に認識していないと指摘した。

カナダの自動車分野のいくつかの関係者は、主要なOECDの自動車生産国の中で、日本の輸入浸透率は4.7%であり、OECDの平均は48.2%であるとして、カナダで作られた乗用車に対する日本市場の閉鎖性について懸念を表明した。自動車と関連部品は、日加間の年間双方向貿易の最大の分野である。しかしながら、2005年には、日本が55億ドルの自動車製品の黒字であり圧倒的に一方的となっている。自動車の無関税アクセス及び市場占有率を増加する取組にもかかわらず、カナダの利害関係者は、カナダの自動車及び部品は、日本市場から大きく締め出されていると指摘した。自動車製品の貿易不均衡にかんがみ、カナダの自動車製造業者は、いかなる政策オプションであれ（例：FTA）永久的に貿易不均衡をなくすことを確保するメカニズムを備える必要があるとの見解である。カナダの自動車分野のその他の関係者は、二国間の協定は関係者の中で不均衡を創り出すため、複数国間の貿易自由化が好ましいアプローチであるとの見解であった。また、共通基準の欠如が認証過程を複雑にしているとの懸念もあった。

建築製品分野では、基準の設定方法及び基準制定過程において、透明性及び協議の欠如についての懸念がある。規制及び透明性の問題は、財の貿易に限ったものではない。上記の通り、サービス及び投資に関しても懸念が表明された。

多くの利害関係者から上げられた種々の分野及び技術面での問題（例：関税及び規制）に加え、いくつかの利害関係者は、関係を妨げるように働く非公式な障壁があると述べた。概

して、見えない障壁として働く「友好的な無関心」が時に見られ得る。ある人は、日加間の文化的交流の良好な水準にもかかわらず、ビジネスの関心が必ずしもそれに続いていないようであると述べた。政府の観点からは、政治的な交流（例：閣僚による訪問の増加）の水準を高める必要があると指摘された。その関連で、F T Aは双方の国に対して「ビジネスに開かれている」という強いサインも送るであろうと提案された。言語及び文化の相違も日加企業にとっての主要な課題として強調された。

カナダにおける日本の団体は、カナダがG 7で唯一、事業会社法によって「居住要件」を規定している国であると指摘した。この団体は、技能労働者及び観光関連の労働者に対する査証発給過程についての懸念も表明し、査証発給方針の明確化を求めた。社会保障協定については、この団体は、二重の年金保険料の問題が解消されたことを評価したが、さらに雇用保険の保険料の支払い要件からの免除を要望した。この団体は、酒類の円滑な流通の明確さ及び柔軟さを増すとともに、複雑さを減少させるためにオンタリオ州の酒類監督委員会の政策の見直しも要望した。

日本とその他の国とのF T A／E P A

F T Aは、貿易相手国との間で貿易及び投資の障壁を自由化及び撤廃することを目的とする貿易政策上の手段である。しかしながら、F T Aはその相手国でない他の国々からの貿易を転換する影響も持ち得る。最近では、カナダとの貿易を制限し、負の影響を与え得る数々のF T Aを日本は締結してきている。この点に関して、幅広い事項が利害関係者によって表明され、それらには、例えば、日本のE P Aの牛肉、豚肉、海産物及び小麦等の分野における潜在的な影響が含まれる。日本が、カナダ以外の選ばれた国々とE P Aを締結することは、E P Aによって関税が撤廃される国々へ貿易が転換するため、二国間貿易を不安定化させる効果をもたらす。

第6章

二国間の貿易及び投資の更なる促進及び自由化が及ぼす影響についての分析

6. 1 概観

これまでの各章においては、日加経済関係の過去と現在の傾向を二国間、地域間及び多数国間の観点から検討した。本章では、貿易及び投資の潜在的な影響に関する経済モデルを含む二国間貿易及び投資を更に促進することによる便益と費用を検討する。本章において重要なのは、両国の民間部門からの見解及び意見である。産業界の代表は、両国は良好な関係にあるが、いくつかの現行の措置によって貿易及び投資の潜在力の最大限の発揮が制約されていると述べ、二国間経済関係を更に活性化するため、両国政府がこれらの措置に取り組むよう要望した。これらの意見聴取に加え、これまでの各章及び経済モデリングの分析に基づき、本章においては、将来の二国間経済関係強化のために両国が選択可能な政策手段も提示する。

6. 2 日加間の貿易自由化の経済分析

本項では、種々の定量的な経済モデルを活用して、貿易の自由化及び円滑化に関する包括的な評価を行うため、日加間の貿易及び投資の更なる促進による経済的効果を検討する。²⁰

経済モデル分析は、以下のことを示している。(1) 日加間のすべての関税の撤廃は、両国にとって所得と生産の観点から便益をもたらす。(2) 自由化の影響は、各分野で増減が異なる。(3) 日加間の特恵的な貿易自由化により、両国間の貿易が増加する一方で、米国等第三国の経済に貿易転換の負の影響をもたらされる。

便益の機会が日加間の貿易自由化を通じて得られると仮定すれば、上記の結果は概ね事前の予想と一致する一方、このシミュレーションから生じる特定の推計結果を解釈する際には注意が必要である。

まず、このモデルの分析の対象範囲は、物品の関税の撤廃に限定されている。しかし、最新のF T Aは、ビジネスで利益を生む貿易の非関税障壁に対処するためのサービス貿易、投資、税関協力及び貿易の円滑化等その他の協力分野に関連する規定をも含む。これらの種々の措置は二国間の通商を多岐にわたって拡大するよう作用する。例えば、F T Aと財

²⁰ 経済モデルは、現実の単純化であり、種々の想定に基づいていることに留意すべきである。したがって、モデルの結果は、日加間の二国間貿易の自由化のあり得る影響及びそのような影響の大きさ及び方向性を推論するためだけに利用されるべきである。

の貿易の文脈における投資とサービスの自由化の相互補完性は、関税のみが考慮される場合よりも、財の貿易についてより強い反応に到り得る。しかし、このような条件はこの章でとりあげた経済モデル分析では捉えられていない。

次に、計算可能な一般均衡モデル（CGEモデル）では、貿易自由化への反応として、取引される製品の範囲の拡大やFTAを発表することによって促された貿易やビジネスへの新たな熱意によるある種の利益を捉えられないため、差別化された製品の双方向貿易の拡大や輸入が純増した分野における企業レベルの輸出増を過小評価することがあり得る。さらに、財・サービスの貿易、投資、ビジネス関係者の移動等における非関税障壁の規律を定めることで市場アクセスの確実性が一層高まることにより、認識されていたリスクが軽減され、貿易及び投資が促進される。FTAには、それにより生じるより大きな潜在性を利用するために、二国間経済関係を深めるよう各企業を奨励する効果もある。

第3に、分析の結果は、モデルの構造、分野と地域の集計方法、除外された要素、主要なパラメータの推計及びシミュレーションの設計に内在する想定から大きな影響を受けることがあり得る。この共同研究での結果を検討する際に留意しなければならない重要な注意点がいくつかある。例えば、このモデルで使用されるデータ集計では、貿易の自由化によって類似の経済調整を経ることが予想されない製品を組み合わせしており、結果として分野別の貿易の影響を過大又は過小評価する可能性がある。その上、モデルの2001年という基準年は、中国のWTO加盟等の近年の世界的な貿易パターンと関税の急速な変化を考慮に入れていないため、その推計結果は日加間のFTAによる撤廃の前提となる保護レベルと一致しない可能性がある。その他の留意事項は、モデルがカナダ及び米国製品の大幅な価格差を妨げる北米商品市場の高度な統合を考慮していない点である。したがって、交易条件の改善により、カナダのみならず、北米における生産での反応が生ずるため、米国でのプラスの効果は過小評価される一方で、カナダの生産面での効果は過大評価される傾向にある。

種々の考慮を踏まえ、次に報告するマクロ経済の効果は、日加双方に対するかなりの経済的便益の潜在性を概して示唆すると考えられるべきである。しかしながら、その増分の構成は、より大きな不確実性の下にあることから、相当慎重に取り扱われるべきである。同時に、次に報告される分野別の影響を、分野別の影響の構成及び数量価格の分野別の増加の原因の両方に関して、同様に相当な注意を払って解釈しなければならない。

6. 2. 1 商品貿易の自由化の効果

この項では、日加間の商品貿易の自由化の効果の定量的な経済分析を行う。ここでは、両国が貿易障壁を一度にすべて特恵的に撤廃することを想定している。

貿易自由化の効果を推計する伝統的なアプローチに従い、世界貿易CGEモデルを使用する。CGEモデルは、資源配分、分野横断的な生産・貿易及び結果として生じる国民の経済厚生と生産への全体的な影響の変化を詳述し、経済の均衡構造における政策変更の効果を評価するために作られたものである。

この共同研究のシミュレーションのために使用した特別なCGEモデルは、世界貿易分析計画(GTAP)モデル第6版である。このモデルは、本来、資源配分の静的影響を評価するために作られたが、(a) 動的な資本形成メカニズム及び(b) 生産性改善の効果といった動的な側面も組み込まれている。このモデルのデータベースは、2001年の世界経済に対応している。

6. 2. 1 (a) マクロ経済的な効果

貿易自由化は、取引される財の価格を引き下げることにより貿易を刺激する。輸出部門は、貿易相手国の市場に一層のアクセスが可能となる一方、国内の消費者は、低価格の輸入財へのアクセスを得る。自由化した国の生産が比較優位に従って調整されると、国内生産資源、土地、資本、労働及び中間投入は、より効率的に使用される。外国市場へのアクセスと国内市場の調整の効果が組み合わさり、結果として全体的な生産の拡大と経済厚生の増加に繋がると予想される。これら「静的な」効率の改善に加え、資本形成と貿易自由化によって生じる一層の競争に刺激された生産性向上への一層のインセンティブを通じて、経済便益は動的に拡大する。

日加間の貿易自由化のマクロ経済的な効果についてのシミュレーションの結果は、表6.1のとおりである。

表6. 1 マクロ経済の影響

		日本	カナダ
実質GDP	(%)	0.17	0.32
GDPデフレーター	(%)	-0.17	0.76
効用	(%)	0.17	0.59
等価変分 (EV)	(百万米ドル)	6,176	3,809
輸出	(%)	0.42	0.43
対加輸出	(%)	18.22	-
対日輸出	(%)	-	120.40
輸入	(%)	0.56	1.00
貿易収支	(百万米ドル)	-583	353

日加両国ともに、所得及び生産の増加という点において便益を得る。この増分は、カナダの方が日本と比べて割合では相当大きくなる。カナダの実質GDPは0.32%増加するのに対し、日本は0.17%の増加である。効果の大きさの違いは、主に両国の経済の相対的な規模を反映している。基準年の日本のGDPは、カナダに比べて約5倍であった。さらに、カナダの双方向貿易に占める日本の割合は、約3%程度で、これは日本の双方向貿易に占めるカナダの割合の約1.5%と比べて高くなっている。

CGEモデル分析における厚生改善の主要な指標であり、実質消費の代用と理解される効用の変化の点から計った日本のマクロ経済的な便益は0.17%である。増加した効用面によるカナダの便益は、比例してより大きい。カナダの効用は0.59%増加する。しかしながら、日本経済はカナダより大きいことから、絶対的な変化で見ると、日本の便益はカナダより大きくなる。FTA以前の状況で、FTA後と同様の生活をするのに必要とされる家計への支払総額として規定される等価変分(EV)での変化で計られる厚生改善をみると、日本の経済的な便益は、62億米ドル(2001年価格)に上がり、カナダは38億米ドルである。さらに、EVの変化で計られる厚生増大の内訳を見ると、日本の貿易自由化の効果は、カナダの自由化の効果よりも日加双方の経済にとって相当大きいことを示している。日本の便益は、主としてより効率的な資源配分から生じている。これに対し、カナダの便益の大部分は交易条件の改善に起因している。

日本の輸出量は0.42%、輸入量は0.56%増加すると推定される。その間、二国間貿易は相当増大する。日本の対加輸出は18.2%増加する。しかしながら、主に交易条件の悪化のために、日本の貿易収支は悪化する。カナダの輸出及び輸入量は、それぞれ、0.43%及び1.00%増加すると推定される。これらの変化の割合は日本においても同様である。注目すべき違いは、対日輸出が120.4%拡大すると推定されていることである。さらに、カナダの貿易収支は改善する。

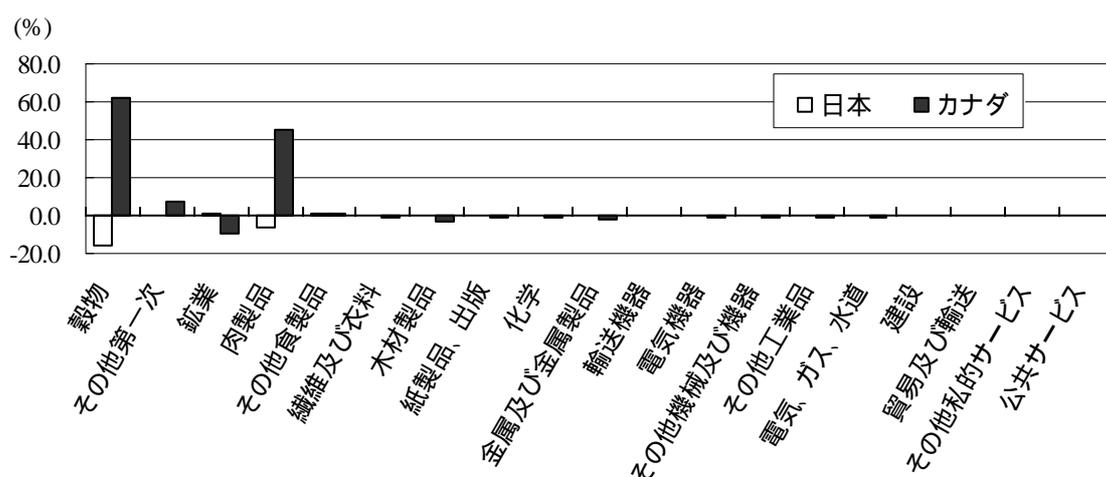
6. 2. 1 (b) 分野別の影響

上記のとおり、分野別のレベルの二国間の貿易自由化の影響は、主に貿易構造及び貿易自由化以前の保護レベルによって決定される。貿易相手国の比較優位に沿って、当初の関税が高ければ高いほど貿易フローへの影響は大きく、分野横断的な生産調整も大きくなる。

農業及び工業品の貿易の自由化の関係では、CGEモデルは、貿易保護の撤廃に起因した製品のカナダへの輸出増加により、ほとんどの製造業分野で日本の輸出が増加すると推定する。一方、日本の輸入自由化により、カナダの輸出は穀物及び食肉製品において増加す

る。両国の生産構造の変化は、貿易への影響に対応する。日本では、製造及びサービス分野でその生産が増加し、穀物及び肉製品の生産は減少する。カナダにおいては、農業及び食品分野の生産が増加するが、多くの製造業分野では、それほどではないにせよ、減少する。農業及び工業製品の貿易の完全自由化のシミュレーションにおける日加の分野別生産の変化は、図6. 1のとおりである。

図6. 1 分野別生産の影響



出典：G T A Pモデルを用いたシミュレーション

集計に偏差があること、二国間交渉の対象とならない日本の農業分野における生産者価格支持を考慮できないこと、北米商品市場への統合によりカナダの生産者の値上げには制限があることがあわさって、穀物及び肉製品の生産に対する影響は過大評価されすぎているかもしれない²¹。労働及び資本等の生産資源の再調整が大規模でないため、経済のその他の分野の生産に関する影響も、農業分野の影響の過大評価の範囲内に緩和されるであろう。

分野別の貿易及び生産において予測される変化は、概して、使用されるモデル、そしてより重要なことに、予測に利用される単純化された想定によって異なる。しかしながら、日加二国間貿易の自由化のあり得る効果を推測することは可能であり、上記のモデルによるシミュレーションの傾向は、程度は別としても、概して両国の比較優位によって導かれる予想に沿ったものである。

²¹ 例えば、コメとその他の穀物を分けたシミュレーションは、カナダの穀物生産は、60%を超える上の図と比して、7%の増加になることを示している。同様に、食肉製品についてより小さい影響も予想しうる。

6. 2. 1 (c) 第三国経済への影響

日加間の貿易自由化は、第三国の経済に対しても影響を有している。より効率的な資源配分に促進され、日本の輸出は、カナダ及び世界のその他の国々に対して増加すると予想される。交易条件の改善によりカナダの対日輸出を増加させることが予想される。しかしながら、カナダの世界のその他の国々への輸出は、日本市場へある程度の貿易が転換されることから減少する(表6. 2参照)。

同様に日加両国では、各々の相手国からの輸入が増加すると予測される。カナダにおいて貿易自由化から予測される伸びは、世界のその他の国々からの輸入の増加にも貢献する。日本の場合は、世界のその他の国々からの輸入は、ある程度の貿易がカナダの供給者へ転換されるため減少すると予測される。

表6. 2 日加の貿易フローの変化
日本における貿易フローの変化 (100 万米ドル、2001 年価格)

	カナダ	世界のその他の国々	合計
輸出	1,701	158	1,859
輸入	10,416	-7,963	2,453

カナダにおける貿易フローの変化 (100 万米ドル、2001 年価格)

	日本	世界のその他の国々	合計
輸出	9,947	-7,195	2,752
輸入	1,754	646	2,400

6. 2. 2 動的調整過程

日加間の商品の貿易自由化の影響を図るために使われたG T A Pモデルは、F T A前の経済均衡とF T A後の経済均衡との間の調整過程を明確に考慮するものではない。モデルにおいては慣習的に、自由化後約10-15年の間に均衡が達成されると想定されている。

日加経済の貿易自由化の調整過程を検討するために、カナダの外務貿易省(D F A I T)で開発された「完全な」動的モデルを用いる。このモデルでは、家計及び企業の貯蓄及び投資行動は、貿易自由化による経済的インセンティブの変化に反応する。貯蓄及び投資面での反応は、経済主体が合理的であり、貯蓄及び投資決定を行う際に過去及び将来の変数を考慮に入れることを想定した異時点間の意思決定過程によって生じるため、このモデルは、直接的に時間を組み込む²²。

日加共同研究で使用する動的モデルにおいては、G T A P 6のデータベースを用い、6.

²² D F A I TのCGE動的モデルの詳細については以下を参照。Papadaki, E., Mérette, M., Lan, Y., and Hernández, J., 2005. "The International Trade Canada Trade Model, Version 2.0," Trade Policy Research 2005.

2. 1項の分野別の集計体系と分野別の一貫性を、最大限に持つよう集計した。しかしながら、動的モデルが直面する計算上の複雑さのために、地域別の集計は、カナダ、日本、米国及び世界のその他の国々の4つの地域から成る。

このモデルの結果は、調整の80%は自由化の20年以内に生じることを示している。詳細な調整過程は、経済指標のタイプ及び個々の国々に特有の事情に左右される。

6. 2. 2 (a) カナダの調整過程

貿易自由化により、家計の所得が増加すると予想される。家計が消費支出を調整するに従い、カナダの実質消費支出の全増加分の40%が自由化後の最初の10年でもたらされると予想される。次の20年の末までには、長期的調整の80%が完了していることになる。

同様に、経済成長に対する更なる期待に応じて、企業は投資を増加させることにより貿易の自由化に対応する。実に最初の10年で、投資は長期均衡を超えて、資本ストック全体を新たな長期均衡に向けて急速に調整する。

カナダの輸入は輸出より早く調整される。実際、輸入は最初の期間において、長期の均衡を追い抜いてしまう。輸入の変化は、国内総需要の変化によって決まる。カナダの家計は、FTAの結果、実質所得の増加を予測し、消費、特に輸入品の消費を異時点間の代替を通じて直ちに増加させる。カナダの輸出、特にカナダの農産品の輸出に対する一層の需要があるものの、この分野に追加的な資本が割り当てられる必要がある。しかしながら、資本形成には時間がかかるので、カナダの輸出は緩やかな調整を経る。したがって、カナダの総輸出の増加の約40%が最初の10年で起きる。

国内の需要及び貿易の変化のパターンを反映し、カナダの生産は、自由化後の最初の10年で増分の約40%が、その次の10年の末までに80%が、緩やかに調整される。

6. 2. 2 (b) 日本の調整過程

このモデルのシミュレーションによれば、日本経済はカナダより早く長期均衡に向けて調整される。これは、より経済規模の大きい日本経済においては、相対的に小さいカナダの経済と比べて、二国間の貿易協定に反応する全体的な構造調整がより小さいとの事実をよく反映している。カナダにおいて、生産の増加は生産部門(多くは農業分野のために)横断的な相当の資源の再配分を伴う。日本の場合はこれに該当しないため、生産の増加の95%が自由化後の最初の10年間に達成される。

実質個人消費については、日本の実質消費の増加の70%以上が、最初の10年以内に起きる。日本の投資はより緩やかに調整され、最初の10年間に40%が増加する。次の10年間で、資本ストックの蓄積のパターンに従い、投資は緩やかに調整される。

日本の輸出は、最初の10年で新たな長期均衡に向けて調整される。輸入についても同じことが言え、最初の10年間で調整が完了する。

6. 3 政策手段

6. 3. 1 分野横断/複数分野におけるアプローチ：より良いビジネス、貿易及び投資環境のために

日加両国は、確固たる、かつ、良好な経済関係を享受しており、これは両国の民間部門によって確認された。しかしながら、追加的な措置は、二国間関係の促進に一層貢献し得る。この点に関し、政策手段は分野横断的なもの及び個別のアプローチに分けられる。分野横断的なアプローチは幅広い分野に影響を与える特定の事項に焦点を当て、個別のアプローチは各分野あるいは領域における特定の事項に焦点を当てる。両方のアプローチは、両国経済に良い影響を与え二国間の協力を深める。

潜在的な日加FTA

両国は、WTOが具現する多角的貿易体制が、日加の貿易政策の基盤であり続ける一方で、適切な相手国との間で二国間及び地域間で貿易及び投資の障壁を削減することが、各々の相手国に対して有益な商業的機會を創り出すと認識している。こうした取組は、二国間貿易協定及び地域貿易協定がWTOのルールに適合し、可能な場合にはWTOルールよりもプラスになることを確保することによって、多角的貿易体制の支援、前進にも貢献する。日加両国は、第三国との間でいくつかの二国間貿易協定及び地域貿易協定を締結してきており、いくつかの新たな取組も進行中である。

この共同研究で言及されているように、地域貿易協定及び二国間貿易協定は、参加国の関心及び優先事項を反映し、より開放的かつ自由な貿易及び投資を通じて相互の利益を最大限引き出すことを目的としている。自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)及び規制協力等のその他の措置は、国家間及び企業間で自然と発生する商取引の調和、円滑化、又は規制についての特定の必要性に対応する。物品の貿易、投資及び競争政策等の多くの分野において、日加両国は質の高い協定と協力の交渉におけるベスト・プラクティスについて

での見解を共有する一方で、双方の国にそれぞれセンシティブな分野があるとの見解も共有している。

この共同研究に合せて、第5章にまとめられているように、日加両国の民間部門からの意見聴取が行われた。投資の枠組みの強化、多くの分野における関税の引き下げ、非関税障壁又は企業人の移動等のその他の障壁に取り組むべきとの要望があった。同時に、いくつかの懸念が双方から提起された（例：日本の農林水産分野並びにカナダの自動車及び造船分野への潜在的な影響）。

この章のモデル分析では、経済分析を通じて、日加間の自由貿易協定の便益と費用を検討した。その結果は、日加F T Aが全体として両国にとって経済的便益を生むとの示唆を支持している。しかしながら、経済モデルはその限界（例えば市場では測定できない要素が存在すること）ゆえに貿易政策改革の効果を明確に計ることはできない。それでも、モデルは有益な指標として役に立つ。モデルは、所得及び生産が増加するという点で便益があり、G D Pは、日本の0.17%に比して、カナダにおいては0.32%増加することを示している。日本の経済的便益は約62億ドル、カナダは38億ドルである。日本の物品の総輸出額は、24億ドル、カナダは27億ドル増加する（いずれも2001年の米ドルによる数値）。日本の輸出はほとんどの製造業部門で増加し、カナダの輸出は、木材製品、織物、衣服及びある種の機械、設備の他、穀物・肉類について増加する。

上記のモデルによる定性的及び定量的なプラスの評価は、日加間の協力の長い歴史と二国間の自由貿易の取組における潜在的な価値を示唆する。日本のカナダからの輸入において農林水産分野が多くを占めるとの事実に基づいた、日本の農林水産分野に対する影響への懸念にかんがみ、今回は合意に達することはできないが、次回の合同経済委員会（J E C）等の適切なルートを通じて共同研究をフォローアップするために、日加両国は自由貿易協定の可能性を再検討することとした。

6. 3. 1. 1 規制改革対話

規制は多くの面で貿易及び商業活動に影響を与え得る。規制の問題に対処し、分野横断的なアプローチでそれらの解決に努力することは、二国間の貿易促進に貢献する。日加経済枠組み文書は第五項において、規制協力を主要な分野と特定している。この問題に対処する措置の一つは、経済枠組み及びJ E Cとともに、両国間の規制協力を前進させるための規制対話を開始することである。

日加間でそうした枠組みを設立する必要性は、民間部門からの意見聴取において日加双方

から表明された。さらに、ビジネス環境の改善、両国の規制対話の促進の重要性も強調された。改善されるべきとされた事項は、査証発給、相互認証、知的財産、物品の貿易における規制障壁の撤廃及びサービス投資に適用される規制等である。

日加両国は、規制問題の改善が両国間の経済関係の強化に貢献するとの見解を共有する。両国は、いくつかのルートを通じて相互に規制に関する要望を提出してきたが、これらの問題を効果的に実行する機能的な枠組みが存在しなかった。対話のための枠組みの設立は、両国経済のあらゆる潜在性を引き出す上で両国の利害関係者にとって価値があり、かつ、有用である。したがって規制対話は、更なる協力の優先分野を特定し、将来それらの問題に対処するためのより正式なメカニズムを設立する上での適切な出発点となる。

このような枠組みは、結果志向となるよう慎重に計画されるべきであり、取り上げる問題は、その有用性及び効率性を考慮し、また、二国間の経済関係の状況を反映して時宜適切に決定されるべきである。対話の枠組みは次の要素を含むべきである。(1) 対処すべき分野及び問題は、民間部門からの要望に応えつつ、二国間の貿易及び投資の促進を目的とし、事前に慎重に調整されるべきである。(2) この枠組みは、現行の対話の場で議論される分野及び問題に干渉せず、重複しない。(3) 規制協力には、現行の J E C の枠組みの中で、例えばその年の議題を通じて高い重要性が付与されるべきである。次回の J E C において両政府の代表は、枠組みの検討に関する提言を提示する。

6. 3. 1. 2 投資

日加間の経済関係は、これまで着実、かつ、良好に進展してきている。先進国たる両国は、安定した経済と成熟した政治制度を有しており、質の高い労働力と先進技術を誇っている。安全な投資先としての魅力とあいまって、日本のアジアにおける位置及びカナダの米国との緊密さが、両国のアジア及び北米市場における拠り所となってきた。さらに、新興の B R I C s 諸国は、日加経済に潜在的な影響を与え、両国を更なる国際競争にさらすことになろう。したがって、日加間で貿易及び投資における協力を強化することは重要である。

世界的な供給網は今日のビジネス界における企業の繁栄に不可欠なものとなり、投資は貿易の一部となっている。日加両国企業が両国の補完的な強みを最大限に利用できるよう現行の投資を促進することが重要である。したがって、日加両国は投資促進の取組について協力すべきである。そうした現行の協力の例として社会保障協定があり、新たな作業の観点からは租税条約の改正交渉が有益であろう。

両国の民間部門は、日加間の投資関係の促進強化に関心を有する。投資活性化の方途とし

ては、両国の主要な産業部門を対象としたセミナー等、種々の措置がある。2005年5月、日本貿易振興機構（JETRO）と外務貿易省（DFAIT）は、主要な協力分野を特定し前進するための二国間の投資促進協力に関する覚書に署名した。両機関は、ビジネス環境の相互理解を高めるため、一連の投資促進セミナーを開催してきた。こうした建設的な活動を両国において継続し、拡大すべきである。促進する範囲を広げることは、投資機会の拡大に繋がる。両国において両機関及びその他の機関が促進活動を継続することによって、両国の将来性及び相互補完性に対する認識が高まり、新規投資に繋がり、ひいては、日加企業にとって新たなビジネスの機会が生まれることになる。

6. 3. 1. 3 租税条約の改正

現行の日加二重課税防止条約（租税条約）は1986年に署名された。1999年に改正議定書が署名に至ったが、その改正の範囲は極めて限定的であった。結果として、現行の租税条約は、日加の業界から一貫して主張されている多くの懸念に対応していない。

過去数年間にわたり、日加の財務当局は、現在のビジネスの動向を反映するために、改正し得る租税条約の分野を特定するため何度か非公式な議論を行った。この意見交換から、両国間の特定の支払いに対する源泉徴収税の軽減又は一定の場合の免除、両国間の投資を更に促進するための相手国の法人株式の譲渡収益に対する利益への源泉地国免税、租税条約の濫用を防止する特典条項の挿入、銀行機密に関する情報交換について規定する改正OECDモデル条約の条項の導入、年金及び信託収入に関する二重課税を防止するための条項の挿入等、現行の日加租税条約に取り込むべき多くの有益な変更点が特定されてきた。こうした改正は日加の現行の租税条約政策と一致しており、より重要なことには、両国間の貿易及び投資に対する租税障壁をさらに撤廃することとなる。

こうした背景から、租税条約の改正交渉により、日加両国政府は、両国の業界から表明された現行の租税条約への懸念に対処する機会を与えられる。したがって改正租税条約は、両国間の貿易及び投資の更なる促進を通じて、日加の経済界に明確な利益をもたらす。

2007年4月4日の東京での二国間会合において、両国の財務大臣は、両国政府が数少ない意見の違いを埋めるために、加米租税条約の新議定書署名後に実質的な議論を行い、そうした意見の違いが十分に狭まれば、租税条約改正に向けた正式な交渉を開始することを目的として協力することに合意した。

6. 3. 1. 4 アジア・パシフィック・ゲートウェイ

国際通商における成功は、世界的な供給網における時宜を得た、効率的な物品及び人の移動により推進される。これには、政府による新たなアプローチが必要であり、経済界は適応の手段を手にするようになる。国家的なゲートウェイに関する取組は、経済成長を促進し、貿易相手国との連携を強化するために、日加両国において進められている。カナダによる10億ドルにのぼる「アジア・パシフィック・ゲートウェイ・コリドー・イニシアティブ」は、カナダの港湾、鉄道、道路や空港の能力、信頼性と効率性の大幅な向上を通じたアジア太平洋と北米間の輸送基盤を向上させるため各州及び民間部門による数10億ドルの投資を擁している。日本は「アジア・ゲートウェイ戦略」を提唱し、人、物、資本、情報及び文化の流れにおいて、アジアとその他の世界をつなぐ上で中心的な役割を担うことを目指している。この戦略は日本の安定した経済・社会の成長を確実なものとするための包括的な戦略であり、幅広い分野を包含している。日本のアジア・ゲートウェイ戦略は、貿易・通商への焦点を維持しつつ、留学生政策の再構築、日本のクリエイティブな産業の促進、日本の魅力の海外発信等、それ以外の分野も重視している。二つのゲートウェイ戦略の概念は異なるが、関連しており時宜を得て一致している。両国がそれぞれの地域において改善されたゲートウェイを目指すにあたって、情報共有及び協力には相当の余地がある。

6. 4 個別のアプローチ： 協力事項

第4章では、日加経済枠組みの優先事項を含む二国間協力の最近の進展について記述した。この項では、それらの事項及びその他の事項を取り上げる。

6. 4. 1 食品安全

カナダ食品検査庁（CFIA）と日本の規制当局との間の関係は、過去数年間で強化されてきた。複雑かつセンシティブな問題に関し、相互信頼、協力及び透明性に基づいた関係である。

CFIA、カナダ保健省及び日本の食品安全当局は、食品安全協力に関する非公式文書を2006年7月に取り纏めた。この協力は、リスク・コミュニケーション、リスク評価及び国際協力の三つの分野に焦点を当てている。CFIA、カナダ保健省及び日本の食品安全委員会の責任の下、最初の協力はこの枠組み文書の内容に沿って実施される。両国の当局間で決定されたように、日加の関係当局間の協力を調整し、あらゆるレベルにおける専門家の接触と情報共有を強化することは建設的である。

食品安全に関する最初の協力は次の段階への試金石となろう。協力の範囲は、現行の食品安全協力文書にあるように、リスク管理、食品安全の分野の研究機関の協力の分野であり、更には動植物の健康を含みうるよう拡大させることが計画されている。食品及び動植物産品の国際貿易、新たな検査技術及びリスクの増加にかんがみ、このような取組は日加両当局間の意思疎通及び理解を一層促進するとともに、規制の相違による潜在的な影響を最小化することに役立つ。

6. 4. 2 エネルギー協力

世界のエネルギー事情及び環境に対する関心の高まりにかんがみ、日加間のエネルギー協力は、過去10年間変化してきた。したがって、エネルギー技術の開発とエネルギー資源の多様化を促進することは、伝統・非伝統的なエネルギー形態の領域を超えた協力と商業的提携の拡大とともに、日加両国にとって戦略的な重要性を持つテーマとなってきた。

日本は、カナダにおいてオイルサンド関連企業への長期の投資を行っており、日本企業は、技術交流を含むオイルサンド関連施設に関するカナダとの情報共有の拡大に関心を示してきた。エネルギー資源・市場の多様化を促進するために、日加両国がこの分野の協力を奨励し、支援することは重要である。

日加両国は、定置用、マイクロ、自動車及び携帯向けへの応用を含む燃料電池の開発分野における世界的な主導国である。さらに、多くのカナダ企業は、日本での燃料電池開発に積極的に関与している。両国は、既に水素経済のための国際パートナーシップ（IPHE）の枠組みの下で、燃料電池技術の研究、開発及び実証を調整、実施することを通じて協力してきた。情報の共有と一層の協力により、研究・開発計画における効率促進は両国に利益をもたらすことにかんがみ、両国は国際協力を継続し、強化すべきである。

メタンハイドレート等の新しいエネルギー資源は、更なる二国間協力分野の代表例である。4,000～5,000万ドルにのぼるマリックのメタンハイドレート試験場における産出試験の新規拡大計画は、メタンハイドレートの商業的な潜在性を確定する上で重要な前進となり、適切な生産技術を実証することになる。

日加間の長期的な協力の潜在性があるその他の重要な分野は、予備的な開発段階にあるものの、石炭（クリーン・コール、液化石炭）、炭素回収貯蔵、温室効果ガスの削減に大きく貢献する原子力発電の燃料としてのウラン、再生可能なエネルギー（例：バイオ・エタノール）を含む。エネルギー協力における協調は、エネルギー効率、クリーンなエネルギー及びエネルギー源の多様化に大きく貢献し、二国間の貿易及び投資の更なる促進に繋がる。

これに関し、日加両国は、2007年5月に日本の経済産業省の政務官とカナダの天然資源大臣との会合において合意されたエネルギー対話を歓迎する。両国はエネルギー分野における種々の協力分野に取り組むため、こうした対話を行う。

6. 4. 3 科学技術協力

1986年の科学技術協力協定（日加科学技術協力協定）により、関連政府機関、科学研究者及び機関との間の補完的、かつ、効率的な協力が可能となっている。加えて、2005年の経済枠組みは、新たな現実を反映するとともに、協力の範囲を拡大し、協力のレベルを科学技術の応用と商業化の領域まで高めるための戦略的方策の概略を示している。

よりバランスの取れた、幅広い範囲の知識を共有するため、日加両国は、一層の交流、科学における女性支援プログラムの促進並びに日加科学技術協力協定の下での合同委員会の下に設置された専門パネルの増加及び／又は強化の可能性を含むパネルのより効果的な活用のための方策の検討等、協力範囲の拡大に向け、合同委員会の枠組みを通じて、引き続き積極的に取組を発展させるべきである。

日加両国は、イノベーションに高い価値を見だし、産学官の連携を深めることを重視している。両国は、官民連携、クラスター間連携、共同研究ネットワーク又は両国が相互利益となることに合意するその他の取組等、世界的な研究の商業化を促進する共同の取組を特定することによって裨益する。

研究開発及び商業化に焦点を当て、より戦略的に関与していくため、日加両国は、日加科学技術協力協定の下での合同委員会の枠組みを通じて、両国の科学技術分野のそれぞれの強みと弱み、そして更なる協力を促進すべき補完的な分野について議論すべきである。

イノベーション及び継続的な経済成長に向けた両国の能力を確実に高めるため、必要な資源が上記の行動を支えるために割り当てられるべきである。

6. 4. 4 航空サービス

前回の航空サービスに関する協議は、2007年1月に開催され、日加間での追加的な輸送力及び航空会社の運航の一層の弾力化を含む、両国の権利が拡大された。これには、機材係数ベースではなく、座席数450席までの便数ベースでの単純化された輸送力単位制度の導入、東京線以外での二国間の輸送力の追加、第三国企業とのコードシェアにおける区間毎

の制限の撤廃及びそれらのコードシェア便の以遠地点の増加が含まれる。

最近の協議で確認された、いくつかの新たな権利、特に、米国内の地点及びアジア内の地点からのコードシェアによる以遠権は、提携する両国の航空会社により実際に活用されている。

しかしながら、両国の間での継続的な市場開発にあわせた改善によって、航空サービスに関する二国間関係は、更なる利益を得る。日本の国土交通省航空局及びカナダの民間航空当局は、2008年春に会合することを決定した。二国間の航空サービス促進の再度の協議の立ち上げにより、双方の貿易相手国が二国間の財・サービスの貿易及び投資の促進に関する問題に取り組むことが可能となる。

6. 4. 5 知的財産

知的財産権

国際経済において知的財産権がボーダーレス化するにつれて、世界各国の経済が同一条件で取引できるよう知的財産権の保護と執行を促進する世界的な解決策を見出すことは我々の任務である。これは法的安定性、透明性及び公平な基盤を提供し、ひいては公正な貿易と物品の流通を促進する。特許、商標及び著作権等の知的財産権は、社会の発展と進歩に貢献する。したがって、過去の創造的な活動の成果を保護し、活用しつつ、将来の知的財産権を保護することを通じて、創造とイノベーションを促進するための適切な環境を提供することは重要である。

このような状況の下、日加両国は、知的財産権の二つの側面において協力が可能である。一つは、模倣品・海賊版の拡散を防止することであり、もう一つは、特に特許審査制度の改善による知的財産権の保護を強化することである。これらの取組は、新興産業を奨励する上で本質的、かつ、必要なものであり、ひいては両国の工学及び技術に根ざした発展を促進する。

日本は、模倣品・海賊版の拡散防止のための国際的な法的枠組みの創設を提唱してきた。カナダとその他の関心国は、昨年来、この問題に関する建設的な対話に関与してきた。日加両国はともに、二国間及び多数国間において、模倣品・海賊版との闘いに関する協力を継続することの重要性に合意する。

特許協力

日加両国は、特許出願件数の世界的な増加を認識する。両国の特許庁は、この問題及び特許審査処理の合理化及び登録付与された特許の高い質の確保等の重要な事項について議論してきた。日本特許庁及びカナダ知的財産庁は、この問題及び特許審査ハイウェイ等の特許関連の事項につき引き続き議論すべきである。

6. 4. 6 電気通信機器に関する相互承認協定

基準等といった貿易における技術的障壁は、両国の業界より、双方の政府による関心が必要な問題であるとしばしば指摘されてきた。相互承認協定（MRA）の締結は、適合性評価過程に関連する費用と機関の数を減少させることから、市場アクセスと物品貿易を促進する。いかなる国も、ネットワーク保護、電磁干渉及びその他の目的の技術法規を有しており、その技術法規に適合する製品には証明書及びマークを発行する。相互承認協定は、輸出国における適合性評価の結果が輸入国において受け入れられるための条件を規定する。

経済面でのグローバル化が進展するにつれて、相互承認の実施は、貿易の促進とボーダーレスなビジネス環境の促進のために一層重要となる。情報技術の急速な発展に伴い、この分野の相互承認協定に対する産業界からの要望は増加している。こうした要望に応え、日加両国は、他の国々及び地域と電気通信機器に関する相互承認協定をそれぞれ締結してきた。

日加については、両国の民間部門からの意見聴取において、電気通信機器の適合性評価結果についての相互承認は、二国間経済関係の強化のための潜在的な選択肢の一つであると指摘された。両国は情報通信技術分野における先進国であり、したがって、相互承認協定の結果、両国の市場は互いにとってより魅力的になる高い潜在性を有している。両国経済の特性にかんがみ、かつ、他国との経験を踏まえると、電気通信分野における二国間の相互承認協定は、日加間の貿易促進に貢献するであろう。

第7章 要約

2005年1月、日加首脳は、両国が次の目的で共同研究を行うことを決定した。

- (a) 両国間の貿易、投資及びその他協力案件の更なる促進をもたらす便益と費用について検討すること、
- (b) 更なる発展が求められる分野の特定を含め、二国間経済関係の現在の状況を特定し記述すること、
- (c) 日加経済関係を再活性化するために二国間の貿易及び経済に係る各種協力的取組の追求について検討すること、及び
- (d) 民間部門の利害に適当な考慮を払うこと。

共同研究の主要な結果は次の通り。

第2章では、日加経済関係を、二国間、地域的及び多国間の関係において分析した。両国が、WTO又はアジア太平洋経済協力（APEC）の場を通じた開放的かつ安全な貿易を促進する多国間及び地域的な取組に確実に参加する一方で、自由貿易の原則の促進や多国間及び複数国間の場でのより密接な協力の促進にあたって、強固な二国間関係が果たしうる重要な役割も是認された。

第3章では、二国間経済関係における過去及び現在の傾向を報告した。日加両国は、財・サービスの双方向貿易、直接投資及び有価証券投資のフロー、技術や知識のフロー及び人の移動において相当水準の関係を有し、長い間重要な経済パートナーであり続けてきた。しかし、全般的な両国間の通商関係はかなりの期間十分な成果を発揮することができなかった。日本経済の回復は現在堅調であり、カナダが国際的な結びつきを強化することにより一層繁栄する機会を探求している一方で、日加間の全般的な経済関係は近年に増してより強く前進しようとしている。

第4章では、合同経済委員会、日加経済枠組みの初期の成果及び民間部門の取組等の現行の協力分野についての要約を記述した。日加両国は、公共部門及び民間部門双方の多数の関係者を含めた豊かで繁栄した関係を明らかに享受している。多国間及び二国間の政策的及び民間部門の多くの現行のメカニズムは、今後、より活発な経済関係を築く強固な基盤を提供する。

第5章では、日加民間部門からの意見及び情報に基づき、貿易及び投資の潜在力が最大限まで引き出されることを制限する現行の措置の検討を行った。多くの分野において、二国間の投資及び貿易関係に影響を与える種々の課題が残っているが、日加両国は、今日まで種々の自由化の措置を促進してきた。特定分野に関する協力についての提案に加えて、潜在的なF T A／E P A及び規制環境の強化について意見が寄せられた。

第6章では、貿易及び投資の自由化の潜在的影響に関する経済モデル及び二国間のその他の協力事項を含む、二国間の貿易及び投資の更なる促進の便益及び費用について検討した。

民間分野からの意見聴取とこれまでの各章における分析に基づき、両国が今後の二国間経済関係を強化する上で追求すべき多くの取組がある。日加両国が進めてきた取組は、(1) 分野横断的な取組と(2) 分野別の取組の二つに概ね分類される。

(1) 分野横断的な取組

貿易及びその他の商業活動に影響を与え得る規制の障壁に取り組む規制改革対話の立ち上げは二国間の経済関係を促進する。日加各々のアジア・ゲートウェイ戦略における協力は貿易相手国との関係を強化し、経済成長を促進する。同様に日加両国は、投資の促進と資本及び情報の移動を促進する協力を一層の重点を置いてきた。さらに、日加租税条約の改正は両国間の貿易及び投資の促進に貢献する。日加両国は、この共同研究報告書をフォローアップするため、次回のコモディティ委員会を含む適切なルートを通じて、潜在的なF T Aの可能性について再検討することとした。

(2) 分野別の取組

食品安全と知的財産権に関する規制問題についての協力は、これらの分野における日加間の関心事項に対処するための情報共有を促進する。エネルギー協力における提携は、エネルギー効率、クリーンなエネルギーと資源の多様化に貢献し、科学技術における一層の協力は、イノベーションと世界的な研究の商業化を促進する。日加両国は、人の流れの活性化のため、航空サービスに関する協議を引き続き行うことも決定し、電気通信機器に関する相互承認協定は、この分野の貿易の促進に貢献するであろうと考える。

共同研究作業部会は、共同研究が二国間の貿易・投資関係についての相互理解を強化するとともに、日加間の経済的なつながりを強化する措置を更に検討する上で役に立つことを期待する。